

- 社会福祉課
- 福祉監査課
- 高齢福祉課
- 障がい福祉課

(生活福祉総室)

(1) 施策の基本方針

○ 社会福祉課

少子高齢化の進行に伴う福祉ニーズの多様化・高度化の中で、身近な地域における福祉サービスの総合的な展開が求められており、地域社会において、すべての人が個人として尊重される福祉コミュニティの形成がこれまでも増して重要となってきた。

このため、地域での総合的な福祉サービス提供体制の構築を目指した住民参加による「地域福祉の推進」を基本として、誰もが家庭や身近な地域の中で、ともに支え合いながら、自分らしい生活をいきいきと安心して送れるよう、次の事項を中心とした施策を重点的に推進する。

1 地域福祉の推進

- (1) 少子高齢化・人口減少が進行する中で、多様かつ複合的な課題を抱える方が増えており、地域で課題を解決する地域力やお互いを支え合い共生していけるような地域の福祉力を高めることが重要になっている。

そのため、地域を構成するすべての人が「支え手」「受け手」といった役割に固定されることなく、だれもが「我が事」として参画し、世代や分野を超えて包括的に（丸ごと）つながり、地域をつくる「地域共生社会」の実現を目指し、住み慣れた地域において社会的に孤立することなくいつまでも安心して暮らし続け、地域住民が支え合い、一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことができるよう、福島県地域福祉支援計画を改定し、市町村地域福祉計画の策定を促し、進行管理を行う。

また、市町村の「地域共生社会」の実現に向けて、市町村における包括的支援体制整備と人材育成を支援する。

- (2) 県民の福祉活動への積極的な参加を促進するため、県ボランティアセンターの活動を支援するとともに、福祉ボランティア・NPO活動に関する情報提供や相互交流等の機能充実を図る。
- (3) 各地域において活動する民間事業者等における高齢者等の孤立化や虐待の防止を目的とした地域の見守りに関する取組を促進するため、民間事業者等との協定締結を進める。
- (4) 福祉サービスが措置から契約に基づく利用に移行していることに伴い、安心して福祉サービスを利用できる仕組みを充実させる必要がある。

このため、「日常生活自立支援事業」により、認知症や精神障がい等により日常生活を営むのに支障のある者に対し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を行うことにより、地域で自立した生活が送れるよう支援する。

- (5) 低所得世帯や障がい者世帯等の経済的自立と生活の安定を図り、また失業等によって生活の維持が困難となった世帯の自立を支援する「生活福祉資金貸付事業」などを実施する県社会福祉協議会の取組を支援する。
- (6) 大規模災害時に、障がい者や高齢者等の要配慮者の二次被害防止や広域的な福祉支援体制の構築を目的として設立した福島県広域災害福祉支援ネットワーク協議会を運営するとともに、災害派遣福祉チームを養成し、避難所等への派遣体制を整備する。

2 民間福祉団体等への支援と連携

- (1) 身近な地域における福祉サービスの総合的な展開が図られるためには、多様な主体が参加し推

進する各種の地域福祉活動の展開がこれまでも増して重要となってきている。

このため、福祉に対する県民の理解と参加を促進し、県民ニーズに合った福祉サービスの提供、福祉のまちづくりなど多様な民間福祉活動の振興を図る。

また、これら地域福祉を推進する上で民間活動の中核となる社会福祉協議会の活動基盤の整備や関係機関・団体との連携などを促進する。

- (2) 民生委員は、社会奉仕の精神をもって、地域住民に最も身近なところで相談・支援活動を行っていることから、地域における要援助者等の把握、助言及び援助の的確な実施のため、民生委員活動の充実を図る。

3 福祉・介護人材に関する事業等の推進

喫緊の課題である福祉・介護人材不足に対応するため、介護の仕事のイメージアップや人材マッチングを始め、介護人材の確保、育成、定着の五つを施策の柱とし福祉・介護人材確保に向けた取組を実施する。

- (1) 介護イメージアップについては、教育庁と連携した小中高生とその保護者等向け介護の職場体験会、仕事説明会、見学会の開催など、介護の仕事のイメージアップを図る。
- (2) 人材マッチングについては、就職フェア・合同説明会の開催や福祉人材センターによる相談、紹介などを実施し人材マッチングを促進する。
- (3) 人材確保については、介護に関する入門的研修の実施や介護助手の導入支援のほか、外国人介護人材の受入環境を整備する事業の実施など、介護人材の確保を図る。
- (4) 人材育成については、介護職員初任者研修や実務者研修、キャリアアップ研修の開催などに対する支援を行い資質向上を図る。
- (5) 人材定着については、若手介護職員を対象とする「福祉・介護職員のつどい」を開催するとともに、キラリふくしま介護賞表彰を実施し働きやすい職場環境づくりに取り組む介護施設等や中堅介護職員の表彰を行い介護職員の定着を図る。

4 生活保護及び生活困窮者自立支援事業の適正実施

- (1) 被保護世帯の生活の支援と円滑な自立を促進するため、関係機関との連携を強化しながら、生活保護の適正な実施に努める。
- (2) 生活保護行政がより適正かつ効果的に運営できるようにするため、「福島県生活保護法施行事務監査実施要綱」に基づき、福祉事務所への施行事務監査を実施し、援助・指導を行う。
- (3) 被保護世帯の自立を支援するため、子育て世帯や母子世帯に対する支援を充実させ、自立支援に関する取組を推進する。
- (4) 高齢の親が年金等で中高年の子を養う8050問題や中高年のひきこもり等多様な問題を抱える生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行い、生活保護に至る前の段階にある生活困窮者が困窮状態から早期に脱却できるよう、他機関等と連携を図りながら、包括的な相談支援事業等を実施する。
- (5) 貧困の世代間連鎖を解消するため、生活困窮者世帯等の小学生、中学生及び高校生等を対象に高校進学支援及び高校中退防止等の取組を行う「福島県子どもの学習支援事業」を実施する。

5 援護事業の推進

- (1) 旧軍人・軍属、戦傷病者、戦没者遺族などへの支援と福祉の増進を図るとともに、戦没者の追悼に関する施策を実施する。

また、令和2年4月1日から令和5年3月31日まで、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法に基づき、第十一回特別弔慰金の受付・点検処理、審査及び裁定事務を適切に実施する。

- (2) 未帰還者の調査究明、中国残留邦人等の援護推進による生活の安定を図る。

6 東日本大震災からの復興

- (1) 福島県外の者及び避難地域からの避難者で、相双地域等の介護施設等に就労を予定している者に対し、研修受講料や就職準備金の貸与や住宅情報の提供を行う「被災地福祉・介護人材確保支援事業」の実施により、福祉・介護人材を確保し、相双地域等の介護サービス提供体制の整備を図る。
- (2) 東日本大震災の被災地及び被災地からの避難者を受け入れている地域において、社会福祉協議会や関係機関と連携し、避難者の孤立防止のための見守りや相談支援等を行う生活支援相談員を配置するなど、避難者の日常生活を支援する取組を支援する。

7 新型コロナウイルス感染症への対応

保護施設等の衛生管理体制の構築を支援するため、保護施設が購入するマスク及び消毒液等の購入費用を補助するほか、保護施設が必要な支援サービスを継続して提供できるよう、かかり増し経費等に対して、支援を行う。

○ 福祉監査課

高齢化等の進行に伴い福祉サービスのニーズが増大・多様化しており、この提供主体となる事業者等も増加している。

こうしたニーズに応える福祉サービスが適切に提供されるためには、社会福祉法人や事業者等が適正な運営を行い、福祉サービスの質の維持・確保を図ることが重要となっている。

このため、社会福祉法人に対する各種認可事務のほか、社会福祉法人・施設や介護サービス事業者、障害福祉サービス事業者等に対する指導監査を適切に実施する。

また、福祉サービスの質の向上を促進するため、社会福祉施設職員を対象とした階層別研修事業等の実施や施設種別に応じた実践力を効果的に身につける新人教育などを充実させることにより、人材の育成を推進する。

1 社会福祉法人の認可、法人・施設の適正な運営の確保

社会福祉法人に対する設立認可・監査等を通して、社会福祉法人の安定的・継続的な運営を図る。また、社会福祉施設に対する指導・監査を通して、社会福祉施設の適正な運営の確保を図る。

2 介護・障害福祉サービス事業者の対象サービスの質の確保及び給付の適正化

介護保険法、障害者総合支援法及び児童福祉法の規定により、介護サービス事業者・障害福祉サービス事業者に対する指導監査等を実施し、県民が安心して介護・障害福祉サービスを受けられる環境を確保するとともに、給付の適正化を図る。

3 福祉サービスの質の向上の促進

- (1) 利用者と事業者間では解決困難な問題を公正・中立な立場から適切に解決するための運営適正

化委員会の運営を支援する。

- (2) 社会福祉事業者の提供する福祉サービスの質を公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価を行う「福祉サービス第三者評価事業」を推進する。
- (3) 社会福祉法第92条の規定に基づき社会福祉事業従事者等の資質向上を図るため、県社会福祉協議会に委託し、「社会福祉関係職員研修事業」を実施する。

○ 高齢福祉課

人口減少と高齢化が同時に進行している現在、高齢者の誰もが尊重され、健康でいきいきと暮らせる環境づくりを進めるとともに、住み慣れた地域の中で安心して暮らせるよう、地域全体で高齢者を支える体制づくりがますます重要となっている。

このため、『高齢者一人ひとりが大切にされ、いきいきと、健やかに、安心して生活できる、地域で支え合う「ふくしま」の実現』を基本理念とする「第9次福島県高齢者福祉計画・第8次福島県介護保険事業支援計画」（計画期間：令和3年度～5年度）に基づき、団塊の世代が後期高齢者となる2025年を見据え、介護サービス基盤の整備、高齢者が安心して暮らせる環境の整備等の取組を本格化していくとともに、東日本大震災と原子力災害からの復興のための被災高齢者への支援を継続するなど、高齢者一人ひとりがその人らしく生涯を送ることのできる地域社会の実現を目指していく。

また、第2次福島県認知症施策推進計画（計画期間：令和3年度～令和7年度）に基づき、「普及啓発・本人発信支援」「予防の推進」「医療・ケア・介護サービス・介護者への支援」「認知症バリアフリーの推進」「若年性認知症の人への支援」の5つを基本方針として掲げ、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らすことのできるよう、市町村や関係機関、地域住民等と連携しながら、地域全体で認知症の人やその家族を支援する体制構築を目指していく。

そして、介護保険制度は、「介護」を社会全体で支えるため、負担と給付の関係を明確にする社会保険方式により平成12年4月から運営されており、高齢者自身がサービスを選択することを基本に、保健・医療・福祉にわたる介護サービスを効率的・一体的に提供する利用者本位の制度である。

この介護保険制度が円滑に運営されていくよう、第9次福島県高齢者福祉計画・第8次福島県介護保険事業支援計画に基づき、制度の基本的理念や内容について県民の十分な理解促進を図り、適切なサービス利用を推進するとともに、保険者である市町村の適切な制度運営の確保、事業者によるサービス供給体制の充実やサービスの質の向上などに向け、各種施策を実施していく。

1 認知症施策の推進

- (1) これまでに養成した認知症サポーターに加え、子ども・学生など幅広い世代の認知症サポーターを養成することで、地域において広く認知症の理解者を増やすとともに認知症の人が自身のことを発信できる体制づくり等を推進する。
- (2) 認知症の人および高齢者等が地域において身近に通える場の整備・拡充を進めるなど、認知症の予防に資する可能性のある活動を推進する。
- (3) 認知症の人と関わる医療・介護分野の人材の資質向上を図りながら、さらにその間の連携強化を推進する。また、認知症カフェの拡充など、家族の人たちへのサポートも推進する。
- (4) 認知症の人たちが、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、買い物や移動、趣味活動など生活のあらゆる場面で抱える障壁を減らしていく「認知症バリアフリー」の取組を推進する。
- (5) 若年性認知症コーディネーターを引き続き設置し、関係機関との連携を強化しながら、就労

や社会参加など広域的な面での支援を推進する。

2 地域リハビリテーションの推進

高齢者や障がい者が、住み慣れた地域で生涯にわたって生き生きとした生活を送ることができるよう、地域リハビリテーション実施機関への支援や関係機関との連携や支援体制等を推進する。

特に、生活期リハビリテーションが対象となる高齢者等の連携や支援体制を推進することが重要で、通いの場、認知症カフェ等を通して「心身機能」「活動」「参加」に働きかけることにより高齢者等の自立支援を推進する。

それには、地域リハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する効果的な取組を県内で引き続き横展開し、要介護・要支援状態となっても、生きがい・役割を持って生活できる地域の実現を目指していく。

今後、県内の地域リハビリテーションサービスの地域差を均てん化するために、地域のニーズに応じたリハビリテーションサービスを利用可能な提供体制を保険者毎に整備を進めていけるよう検討していく。

3 介護サービス基盤の整備

- (1) 介護保険サービスの基盤づくりを図るために、特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）、介護老人保健施設等の介護保険サービスの施設整備を計画的に進める。

また、地域医療介護総合確保基金を活用して、地域密着型の小規模介護施設等の計画的な整備を支援する。

さらに特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）及び介護老人保健施設等におけるユニットケアの導入促進を図るため、「特養ユニットケア推進事業」を実施する。

- (2) 介護職員の確保が厳しさを増していく中、介護職員の離職防止と定着促進を図るとともに、介護施設の人材不足を補うため、ICT等を活用した業務効率化など働きやすい職場環境づくりに取り組む。
- (3) 介護保険制度の要となる介護支援専門員の資質向上を図るため、実際に業務に従事している介護支援専門員を対象とした研修等を実施する。
- (4) 利用者が介護サービス事業所を選択する際に必要かつ十分な情報を取得できるよう、介護サービス情報の公表を行い、介護サービスの質の向上を目指す。

4 介護保険制度の円滑な運営

- (1) 市町村に対し、介護給付費負担金として、介護給付及び予防給付に要する費用の100分の12.5（施設等に係る費用は100分の17.5）を負担するとともに、介護保険財政安定化基金を設置し、保険財政に不足が生じる市町村に対し資金の貸付等を行う。また、低所得者の保険料の負担を軽減する目的で、軽減強化に要する費用を負担する。
- (2) 低所得者の負担の軽減等の観点から、障がい者施策においてホームヘルプサービスを利用して低所得者や社会福祉法人等が提供する介護サービスを利用する低所得者等の利用者負担について軽減措置を行う。
- (3) 市町村の地域支援事業の適切かつ効果的な実施を推進するため、地域支援事業交付金を交付し、保険者事務（地域支援事業）について、引き続き支援・助言を行う。
- (4) 市町村における公正・公平な要介護認定を確保するため、認定調査員や介護認定審査会委員に対する研修会、主治医意見書研修会等を実施する。
- (5) 制度の適正な運営を図るため、保険者である市町村が行った処分に対する審査請求の審理・裁決を行う「福島県介護保険審査会」を設置運営する。

- (6) 市町村の介護保険事業の適正な運営及び保険財政の健全化を推進するため、保険者事務に関する事項について支援・助言を行う。

また、介護費用が増大する中、健全な保険者運営が図られるよう、要介護者等の自立支援に向けた適切な介護サービスの提供や地域包括ケアシステムの推進など、介護給付の適正化に取り組む。

5 高齢者の権利擁護の推進

高齢者等が住み慣れた地域で安心して普通に暮らせるよう、高齢者虐待防止や成年後見制度利用促進に関する会議及び各種研修等を実施するとともに、市町村が進める権利擁護のための体制整備を支援する。

6 東日本大震災からの復興

- (1) 避難指示解除区域の市町村に帰還する高齢者等が安心して生活できるよう、高齢者等サポート拠点の運営を支援する。
- (2) 東日本大震災により被災した高齢者施設や原子力災害により休止している高齢者施設の復旧及び事業再開に向けた取組を支援する。
- (3) 避難指示解除区域等において再開した介護保険施設に対し、全国の社会福祉法人等から介護職員の応援による人材確保を行うとともに、経営を維持するために必要な運営費の補助を行う。
- (4) 避難指示解除区域等で再開・新設する訪問系居宅サービス事業所、又は避難指示解除区域等に事業所がないため外部からサービスを行う訪問系居宅サービス事業所に対して、運営支援を行う。

7 新型コロナウイルス感染症への対応

高齢者施設等の感染症発生時の対応に資するため、ガウン、マスク及び消毒液等の衛生防護用品を県に備蓄するほか、応援職員派遣支援事業を継続するとともに、必要な介護等サービスを継続して提供できるよう、かかり増し経費等に対する支援などを引き続き実施する。

○ 障がい福祉課

「福島県障がい者計画」の基本理念である「障がいのある方の人権、人格が尊重され、等しく社会の一員として生活できる社会の実現」のもと、「障がいのある方の地域生活への移行支援」「障がいのある方が自立した生活を送るための支援」「障がいのある方が活躍できる社会づくり」「障がいのある方にとって、安全・安心で差別のない社会づくり」の4つの基本目標に沿って事業を積極的に実施する。

また、東日本大震災において被災した事業所等の基盤整備を支援するとともに、長期化する避難生活に伴う心身の負担軽減のため、被災者一人一人に寄り添った心のケアを継続して実施していく。

1 障がいのある方の地域生活への移行支援

【生活支援】

- (1) 障がい福祉サービスの充実

在宅障がい者の日常生活を向上させるため、居宅介護等のサービス事業、短期入所事業などを推進する。

地域社会で共同生活を営む障がい者に対しては、日常生活の援助等を行うため、共同生活援助

(グループホーム) 事業を推進する。

また、障がいのある方の施設福祉サービスの充実を図るため、社会福祉施設の整備を行うとともに、県立の社会福祉施設においては老朽化等により建替工事等を行うための必要な事業を実施する。

さらに、障害福祉サービスの質の確保及び自立支援給付の適正化を図るため、事業者に対して指導監査を行う。

(2) 相談支援体制の構築

障がい者が地域において自立して生活できるよう、県自立支援協議会の活動等を通じ、地域(自立支援)協議会を中心とした相談支援体制の整備を図る。

また、高次脳機能障がいに関しては、県及び圏域支援拠点機関を中心に、高次脳機能障がい者や家族への相談支援を実施し、サロンを開催するほか、高次脳機能障がい者の支援に実際に関わる障害福祉サービス事業所の職員等に対する研修会を開催する。また、各圏域で連絡会議を開催し、身近な地域での支援体制の構築を図るほか、チラシ等を作成・配布し、広く県民へ普及啓発を図る。

(3) 地域生活への移行の促進・定着

障がいのある方本人が暮らしたいと望む地域において、地域社会の構成員として自分らしい生活が実現できるよう、県自立支援協議会に地域生活支援部会を設置して、障がい者の地域生活への移行及び定着を支援する。また、事業主体である地域の(自立支援)協議会等を支援する。

受入条件が整えば退院可能な長期入院者については、自立訓練等により自立力を高め退院を促進するとともに、圏域連絡会や各地域(自立支援)協議会において、関係機関の連携の下、地域生活の定着を図る。

【保健・医療・福祉】

(1) 保健・医療・福祉体制の充実

東日本大震災や長期化する避難生活によるストレスの増大、アルコール依存等により、精神的健康の維持が難しくなることが懸念されていることから、保健機関等の連携を図りながら、心の健康づくりの推進に努める。

精神障がい者の早期治療の促進と人権に配慮した処遇の確保を図るため、精神科救急医療システムの整備を推進するとともに、精神科病院に対する指導等により、適正な精神医療の確保と充実に努める。

原因が不明で治療法が未確立である難病対策については、難病に関する医療の確立と普及を図るため、難病の患者に対する医療に関する法律に基づく指定難病医療費助成事業に取り組み、患者の医療費の負担軽減を図る。

また、患者や家族が安心して療養生活が送れるよう、難病在宅療養者支援体制整備事業、重症難病患者療養支援ネットワーク事業、在宅人工呼吸器使用特定疾患患者訪問看護治療研究事業などに取り組み、患者や家族の療養支援と難病医療体制の整備に努める。

さらに、難病相談支援センターでの相談及び難病患者支援セミナー事業などにより支援体制の充実を図る。

(2) 自殺対策及び被災者の心のケア対策の推進

県内の自殺者数は未だ高水準で推移していることから、専門的な窓口として設置した地域自殺対策推進センターにおいて適切な相談支援を行うとともに、関係機関との連携を図る。また、若年層や自死遺族に対する支援、ゲートキーパーの養成や自殺予防のための普及啓発活動等の強化を図るなど、自殺対策の充実に努める。

住民により身近なところでの取組が重要であるため、地域自殺対策推進センターにおいて、自殺対策に取り組む市町村の計画策定などについて適切な支援を行うとともに、圏域ごとに設置し

た「地域自殺対策推進協議会」を通じて自殺対策の取組を進める。

被災者の心のケアについては、心のケアセンターを設置し、東日本大震災に伴う避難の長期化によりストレスを抱える避難者に対して臨床心理士等の専門職による心のケアを行うほか、県外避難者には避難先の公認心理士協会等に相談窓口を設置するとともに、被災市町村と連携し、看護師等が戸別に訪問し健康相談を行う取組を進める。

2 障がいのある方が自立した生活を送るための支援

【社会参加の促進】

(1) 文化・スポーツ活動の振興

障がい者の生活を豊かにするとともに、県民の障がいへの理解を深めるため、関係団体等と連携を図りながら障がいのある方が創作した作品を紹介する芸術作品展を開催する。

障がい者の芸術作品の情報収集、情報発信、事業所等への相談支援等を行う「障がい者芸術文化活動支援センター」を設置する法人に補助を行い、障がい者の芸術文化活動を推進する。

また、精神障がい者や家族等が交流を図るためのスポーツレクリエーション教室等を開催し、精神障がい者の社会参加及び自立を支援する。

(2) 社会参加活動の充実

障がい者施策をはじめとする各種施策への障がいのある方本人の意見を反映させるため、審議会等委員などへの障がいのある方本人や家族の参画を促進する。

障がいのある方同士あるいは家族同士の相互理解を推進するため、地域における様々な障がい者団体等の交流活動を促進する。

精神障がい者の家族等が抱えている問題解決を図るための学習会、及び精神障がい者やその家族が、同じ障がいを持つ障がい者や家族に対し共感的に支援することが出来る人材育成のための講習会を開催する。

【雇用・就業、経済的自立】

(1) 障がい者雇用の推進

障がいのある方の職業的自立を図るため、労働局と連携し「障害者就業・生活支援センター」を設置し、職場生活と日常生活の両面から支援を行う。

精神障がい者ピアサポーターに対し、福祉事業所等への雇用を目指したスキルアップ研修を行うほか、福祉事業所等に雇用促進のための研修等を行うことで、精神障がい者の雇用促進を図る。

また、県自立支援協議会就労支援部会の活動を通して、労働・福祉・教育によるネットワークを構築し、障がいのある方の就労支援における課題の分析及びその解決を図る。

(2) 福祉的就労の充実

「第5期福島県障がい者工賃向上プラン」に基づき、障がい者就労施設等で働く障がい者の工賃の向上を図るため、福島県授産事業振興会と連携し、売上の減少や生産活動が低下している就労系事業所を支援する。

3 障がいのある方が活躍できる社会づくり

【生活環境】

(1) 外出、移動しやすい環境整備

関係機関等と連携して、障がいのある方が外出、移動しやすい環境整備を進める。

身体障害者補助犬について、パンフレットの配布、ホームページ掲載等による周知徹底と理解促進を図るとともに、育成・貸与を行うことにより、身体障がい者の自立と社会参加を促進する。

さらに、歩行困難な方などへ県が利用証を交付することで、車椅子利用者用駐車施設を利用しやすくなるよう、おもいやり駐車場利用制度の普及に努める。

(2) 福祉のまちづくりの推進

「人にやさしいまちづくり条例」に基づき、すべての人に配慮したまちづくりを総合的に推進するとともに、不特定多数の人が利用する公共性の高い施設が、誰でも安全で快適に利用できるよう、その整備を促進する。

また、条例の整備基準に適合している施設には、「やさしさマーク（条例適合証）」を交付し、条例の基本理念が浸透するよう引き続き普及啓発に努める。

【障がいのある方のアクセシビリティの向上】

障がいのある方の情報利用

福島県点字図書館や福島県聴覚障害者情報支援センターを活用し、障がいの特性に応じた情報提供の充実を図る。

4 障がいのある方にとって、安全・安心で差別のない社会づくり

【安全・安心】

防災対策

災害時に社会福祉施設等へ必要な情報を確実に連絡できる体制づくりに努めるとともに、障がいのある方が迅速に避難できるように関係機関等との情報共有や連携強化の取組を支援する。

【差別の解消及び権利擁護の推進】

(1) 障がいを理由とする差別解消の推進

障がい者差別の解消を推進することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」いわゆる障害者差別解消法の円滑な運用を図るため障がいを理由とする不当な差別的取扱いになるような行為の解消や合理的配慮等の啓発に努める。

さらに、平成31年4月に施行した「障がいのある人もない人も共に暮らしやすい福島県づくり条例」に基づき構築した相談体制の円滑な運用を図り、障がいを理由とする差別の解消を推進し障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指す。

(2) 虐待防止

関係機関・団体等と連携して虐待防止体制の強化を図るとともに、障害者虐待防止法の理念等について県民への周知徹底を図るほか、通報・相談窓口の情報提供や通報・相談がしやすい環境づくりに努める。

また、障がい者虐待の発生を防止するため、行政職員、障害者福祉施設管理者等を対象とした研修会を開催する。

(3) 理解促進

障がいの有無にかかわらず、誰もが社会の一員としてお互いを尊重し、支え合って暮らせるよう、県、市町村、関係団体等が一丸となって県民に対する普及啓発に努める。

5 新型コロナウイルス感染症への対応

(1) 障害福祉サービス等提供体制継続支援

感染者が発生した障害福祉サービス事業所等に対して、職員の確保や消毒など、必要な障害福祉サービスを継続して提供できるよう、通常の障害福祉サービスの提供時では想定されないかかり増し経費等への支援を行う。

(2) 応援職員派遣等支援

障がい児者福祉施設等で働く福祉職員が感染症に感染し、その感染が拡大することにより施設内の福祉職員等が不足した場合等においてもサービスの提供に支障が出ないように、応援職員の派遣をはじめとした施設等支援の体制を構築する。

(3) 心のケア支援員の配置

感染症による生活への影響の長期化に伴い、心身の変調が生じる県民が今後さらに増えていくことが予想されるため、精神保健上の十分な支援が実施できるよう、精神保健福祉センター及び各保健所に心のケア支援員を配置する。

(4) メール相談やLINE相談等による自殺対策

感染症による社会生活等への影響が拡大している状況を踏まえ、生活困窮等による自殺を未然に防止するため、フリーダイヤルによる予約制の電話相談やメールによる相談を行う民間団体に助成し、支援体制を強化する。

また、若者が相談しやすいSNSを活用した相談支援、自殺に関する情報をインターネットで検索しているハイリスク者に対し、検索連動広告と合わせインターネット上に相談窓口を設置し、メールやチャット等で相談できる支援を行う。

(2) 事業計画

○ 社会福祉課担当の事業

1 地域福祉の推進

(単位：千円)

| 事業名 | 予算額 | 内 容 |
|--------------------------|---|---|
| ① 社会福祉施設職員退職手当共済事業給付費補助金 | 286,149 | <p>独立行政法人福祉医療機構が実施している「民間社会福祉施設職員等退職手当共済事業」に要する経費について国及び県がそれぞれ1/3を補助する。</p> <p>対象者：民間社会福祉施設の職員 特定社会福祉事業に従事する職員 補助先：独立行政法人福祉医療機構</p> |
| ② 社会福祉大会開催事業 | 787 | <p>県民の福祉に対する理解と積極的な民間福祉活動を促進し、「県民総ぐるみによる社会福祉活動」を展開する。</p> <p>1 福島県社会福祉大会共催負担金 200千円 第75回福島県社会福祉大会において、社会福祉功労者に知事感謝状等を贈呈するとともに、大会に要する経費の一部負担をすることにより大会運営の円滑化を図る。 開催地：相馬市 開催時期：令和3年11月5日(金) 参加者：民生委員、社会福祉関係者等900人</p> <p>2 ボランティア功労者への感謝状等贈呈経費 587千円 県内のボランティア功労者に対して知事感謝状等の贈呈を行う。</p> |
| ③ 地域福祉推進事務費(運営経費) | 2,084 (諸収 46) | 地域福祉推進に係る事務の効率化を図る。 |
| ④ 生活福祉資金貸付等補助事業 | 66,919 (国庫 28,971) (繰入 6,000) (諸収 8,977) | <p>社会福祉協議会が生活福祉資金の貸付を行うために必要な経費を補助する。</p> <p>補助先：(社福) 福島県社会福祉協議会 補助率：国1/2又は定額、県1/2 (1) 県社協貸付事務費 (2) 市町村社協事務費 (3) 債権管理強化推進費 (4) 民生委員実費弁償費</p> |
| ⑤ 福祉ボランティア活動強化支援事業 | 7,886 (国庫 3,943) (繰入 3,943) | <p>福祉ボランティア活動の振興を図るため、県ボランティアセンターの機能の充実を図り、福祉ボランティア活動を総合的に強化・支援していくための経費を補助する。</p> <p>県ボランティアセンター事業費補助 補助先：(社福) 福島県社会福祉協議会 補助率：国1/2、県1/2 (1) ボランティア・市民活動の基盤強化事業 (2) 地域住民等によるセーフティネット強化事業 (3) 災害時の対応強化事業</p> |
| ⑥ 日常生活自立支援事業 | 65,032 (国庫 32,516) (繰入 32,516) | <p>認知症や精神障がい等により日常生活を営むのに支障がある方が地域で自立した生活を送れるよう、適切な福祉サービスの利用等を援助する事業の経費を補助する。</p> <p>補助先：(社福) 福島県社会福祉協議会 補助率：国1/2、県1/2</p> |

| 事業名 | 予算額 | 内容 |
|---------------|-------------------------|---|
| | | (1) 県社協における本事業に係る契約締結の審査、研修・指導、広報啓発等 (2) 市町村社協委託事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村社協に県社協が業務を委託 ・ 専門員と生活支援員を配置 ・ 福祉サービスの利用や利用料支払等に係る援助を実施 |
| ⑦ 地域生活定着支援事業 | 22,951 (国庫 18,500) | 高齢又は障害により自立困難な矯正施設退所者について、福祉サービスにつなげるための事前準備等を行う「地域生活定着支援センター」を整備する。 委託先：(社福) 福島県社会福祉協議会 |
| ⑧ 生活困窮者自立支援事業 | 140,867 (国庫 103,423) | 生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図り、高齢の親が年金等で中高年の子を養う8050問題や中高年のひきこもり、就職氷河期世代への就労支援等、問題を抱える生活困窮者に対応するため、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給及びその他の支援を行う。 1 自立相談支援事業 89,687千円 生活困窮者の自立に関する相談支援業務について、委託して実施する。 (1)委託先：(社福) 福島県社会福祉協議会 (2)実施区域：県内の市を除く46町村 2 住居確保給付金事業 12,456千円 各市を除く46町村の離職により住居を失った又はそのおそれが高い生活困窮者であって、所得等が一定水準以下の者を対象に、県6保健福祉事務所において有期で住居確保給付金を支給する。 3 福島県就労準備支援事業 4,202千円 一般就労に向けた準備が整っていない生活困窮者を対象に日常生活自立に関する支援、社会生活自立に関する支援及び就労自立に関する支援等を実施する。 (1)委託先：(社福) 福島県社会福祉協議会 (2)実施区域：県内の市を除く46町村 (主に県中・県南地域の町村を中心に支援を実施し、他の地域の町村においてもニーズの把握等に努めていく。) 4 福島県一時生活支援事業 2,024千円 住居のない生活困窮者であって、所得等一定水準以下の者を対象に、一定期間、宿泊場所の供与や衣食の日常生活に必要な支援を提供するとともに、自立相談支援機関により就労支援等の支援を行う。 (1)委託先：(社福) 福島県社会福祉協議会 (2)実施区域：県内の市を除く46町村 5 福島県家計改善支援事業 9,071千円 各市を除く46町村の家計に課題を抱える生活困窮者を対象に、以下の支援を実施する。 (1)委託先：(社福) 福島県社会福祉協議会 (2)実施区域：県内の市を除く46町村 (3)実施内容 <ul style="list-style-type: none"> ①家計管理に関する支援 ②滞納の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援 ③債務整理に関する支援 ④貸付のあっせん |

| 事業名 | 予算額 | 内容 |
|----------------------------------|--|---|
| | | <p>6 福島県子どもの学習支援事業 23,427千円 貧困の世代間連鎖の解消を目指すため、各市を除く46町村の生活保護世帯・生活困窮世帯の小学生、中学生及び高校生を対象に高校進学支援及び高校中退防止等の取組を行う。 (1)委託先：当該事業を実施可能な法人 (2)実施区域： 県内の市を除く46町村を5地区に分けて実施</p> |
| <p>⑨ 福島県広域災害福祉支援ネットワーク構築支援事業</p> | <p>(国庫 3,643 1,500)</p> | <p>大規模災害時における障がい者や高齢者等の要配慮者に対する福祉支援体制を整備するため、関係団体との福祉支援ネットワークを構築するとともに、福祉・介護専門職で構成する災害派遣福祉チームを養成する。 1 広域災害福祉支援ネットワーク支援事業 1,765千円 福島県広域災害福祉支援ネットワーク協議会の事務局を運営する。(県直営) 2 福島県災害派遣福祉チーム員養成研修 1,878千円 災害派遣福祉チーム員を養成するため基礎研修及び応用研修を実施する。 委託先：学校法人梅檀学園 東北福祉大学</p> |
| <p>新 ⑩ 地域共生社会構築支援事業</p> | <p>(国庫 8,663 6,497)</p> | <p>(新) 地域共生社会構築支援事業 地域共生社会の実現に向けた地域づくり強化のため、市町村の支援及び人材育成支援に取り組んでいく。 委託先：(社福) 福島県社会福祉協議会 1 重層的支援体制整備事業の実施に向けた研修会の開催 252千円 重層的支援体制の構築及び包括的支援体制構築に向け、市町村本庁内連携促進のため実施するもの。 2 市町村等・市町村社協への訪問支援 64千円 重層的支援体制整備事業の体制構築及び包括的支援体制構築のための実態調査など、地域共生社会づくりに向けた取り組みを訪問し個別に相談・支援を行う。 3 重層的支援体制整備事業構築に向けたアドバイザーの派遣 864千円 市町村の重層的支援体制整備事業の構築を支援するため、要請に基づき知見を有するアドバイザー(学識経験者)を派遣し、市町村の実情に応じ技術的助言を行う。 4 調整員の配置 6,417千円 重層的支援体制整備事業構築を進めるため、困難な業務に対応することから、主査級の職員(調整員)を配置し以下の業務に取り組む。 5 従事者育成研修会の開催 ほか 1,066千円 ひきこもりや育児と介護を同時に担うダブルケア問題、地域のゴミ屋敷問題等福祉の対象とならなかった制度の狭間の問題などの個別の課題に対応し、住民が主体的に取り組む地域生活課題の解決のための人材育成を行うため、研修会を開催する。 ※県直営事業</p> |
| <p>合計</p> | <p>604,981 (国庫 195,350) (繰入 42,459) (諸収 9,023)</p> | |

2 民間福祉団体等への支援と連携

(単位：千円)

| 事業名 | 予算額 | 内容 |
|---------------------|------------------------------------|--|
| ① 福祉活動指導員及び事務職員設置費 | 34,728 (繰入 22,728) | 県社会福祉協議会が設置する福祉活動指導員及び事務職員の人件費及び活動費を補助する。 対象人員：6人 補助先：(社福)福島県社会福祉協議会 補助率：定額 |
| ② 民生委員諸活動経費 | 90,237 | 民生委員法第26条に基づき、その活動に要する経費を負担する。 1 民生委員報償費 88,675千円 民間奉仕者である民生委員の活動の促進を図る。 2 民生委員協議会会長報償費 1,562千円 民生委員協議会会長の活動を推進し、民生委員の活動促進を図る。 |
| ③ 民生委員推薦会負担金 | 574 | 市町村民生委員推薦会に対する負担金 |
| ④ 民生委員協議会負担金 | 19,707 | 民生委員協議会に対する負担金 民協数(131民協)割及び民生委員数(2,946人)割 |
| ⑤ 民生委員活動事務費(経常行政経費) | 586 | 一般経費 |
| ⑥ 民生・児童委員研修事業 | 654 (国庫 326) | 民生・児童委員の資質向上を図るために必要な研修を行う。 委託先：(社福)福島県社会福祉協議会 |
| 合計 | 146,486 (国庫 326) (繰入 22,728) | |

3 福祉・介護人材に関する事業等の推進

(単位：千円)

| 事業名 | 予算額 | 内容 |
|-----------------------------------|-------------------------------------|--|
| 一部新 ① 福祉・介護人材プロジェクト(イメージアップ事業) | 41,057 (繰入 41,057) | 福祉・介護の職場体験・仕事説明会・職場見学会等を行うほか、新たに週休3日制導入支援事業を実施することにより福祉・介護職へのイメージアップを図り、福島の福祉・介護人材の参入と定着の促進を図る。 |
| ② 福祉・介護人材プロジェクト(マッチング事業) | 44,357 (繰入 44,357) | 県社会福祉協議会(福祉人材センター)に出前就職相談事業や合同面接会、啓発事業等を委託し、人材のマッチングを支援する。 |
| 一部新 ③ 福祉・介護人材プロジェクト(人材確保事業) | 63,638 (国庫 2,350) (繰入 58,971) | 東日本大震災及び原子力発電所の事故による福祉・介護事業所の深刻な人材不足に対応するため、緊急的に人材の確保を図るための様々な事業を総合的に展開する。 1 福祉・介護人材潜在的有資格者再就職支援事業 1,840千円 就職していない介護福祉士等有資格者の再就職を促進するため就職情報を発信するとともに、基礎的な知識や技術を取得するための講習会を開催し、人材確保を支援する。 |

| 事業名 | 予算額 | 内容 |
|--------------------------------|-----------------------|--|
| | | <p>2 介護に関する入門的研修の実施事業 4,501千円 介護に関心を持つ中高年齢者等の介護未経験者に対して、基礎的な知識を研修することにより、介護分野への参入を促進する。</p> <p>3 外国人介護人材受入環境整備事業 30,086千円 介護福祉士国家資格の取得を目指す外国人留学生の受入環境を整備するため、介護施設等による外国人留学生への奨学金等の支給に係る支援事業、意欲ある留学生と介護福祉士養成施設や介護施設等のマッチング事業を行う。また、外国人技能実習生等を対象とした研修会を実施する。</p> <p>4 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業 2,350千円 経済連携二国間協定に基づき受け入れた外国人介護福祉士候補者の介護福祉士の資格取得に向けた学習支援を行う。</p> <p>5 福祉・介護人材確保対策会議・研修事業 1,232千円 福祉・介護人材の不足を解消するための施策を総合的・効果的に実施するため会議や研修会を実施する。</p> <p>6 介護職機能分化モデル事業 21,570千円 地域の元気な高齢者や主婦などの方々を介護助手として雇用することを支援し介護人材の確保・育成・定着とサービスの質の向上を図る。</p> <p>新 7 会津地方介護人材確保対策事業 2,059千円 会津地方から他県等の介護福祉士養成校に進学した学生が、卒業後当地方に戻って就労することを促進するため住居費等の貸付を行う。</p> |
| ④ 福祉・介護人材プロジェクト(人材育成事業) | 46,132 (繰入 46,132) | 市町村が実施する介護職員初任者研修への支援や学生向け介護職員初任者研修のほか、新人職員に対し介護のスキルを身につけることを目的とした新任介護職員研修事業を実施する。 |
| 一部新 ⑤ 福祉・介護人材プロジェクト(人材定着事業) | 18,386 (繰入 18,171) | 福祉介護人材の定着をテーマとしたキャリアパス制度及びプリセプター制度の研修を実施するほか、福祉・介護職員のつどいを開催し新たに福祉・介護職員となった方々等を知事が激励することにより、福祉・介護という職務への誇りや励みにつなげていただくとともに、キラリふくしま介護賞により中堅職員のモチベーション向上と介護施設等の人材定着促進を図る。 |
| ⑥ 福祉人材センター運営事業 | 13,845 (国庫 2,620) | 社会福祉事業従事者の確保及び資質の向上を目的に、福祉人材の確保対策を積極的に推進する。 委託先:(社福)福島県社会福祉協議会 (1) 無料職業紹介事業 (2) 福祉人材確保相談事業 (3) 福祉に関する啓発・広報事業 |
| ⑦ ホームヘルプパワーアップ作戦 | 1,047 (繰入 1,047) | 訪問介護サービスの質の向上を図るため、訪問介護員の研修を実施する。 委託先:(社福)福島県社会福祉協議会 実施回数:新任訪問介護員研修 1回 介護テーマ別技術向上研修 2回 訪問介護適正実施研修 2回 |

| 事業名 | 予算額 | 内 容 |
|-------------------------|---------------------------------------|--|
| ⑧ 地域医療介護総合確保事業（介護人材の確保） | 168,331 (繰入 168,331) | 介護人材の確保・資質の向上を図るため、介護人材のすそ野の拡大や介護職員等のキャリアアップに取り組む。 1 参入促進事業 51,011千円 地域住民等に介護や介護の仕事の理解促進を図るための研修を実施する団体等を支援する。 2 資質向上事業 95,926千円 中堅職員のマネジメント研修や、医療的ケア・認知症ケアに携わる人材の研修等の他、介護予防の推進に資する指導者の研修等を実施する団体等を支援する。 3 労働環境改善支援事業 21,394千円 雇用管理改善方策普及・促進に関する研修を実施する団体等を支援する。 |
| ⑨ 介護実習・普及事業 | 33,319 | 介護実習・普及センターにおいて、地域住民に介護知識、介護技術を普及するとともに、介護のための福祉用具の展示、普及を図る。 指定管理者：（公財）福島県青少年育成・男女共生推進機構 設置場所：二本松市（男女共生センター内） |
| ⑩ 介護福祉士修学資金貸付事業 | 19,780 (繰入 19,780) | （介護職就職支援金貸付事業） 人手不足の更なる深刻化に対応するため、より幅広く新たな介護人材を確保する観点から、他業種等で働いていた方等の介護分野への参入促進を図る。 ○貸付上限額20万円、返還免除あり |
| 合 計 | 449,892 (国庫 4,970) (繰入 397,846) | |

4 生活保護の適正実施

（単位：千円）

| 事業名 | 予算額 | 内 容 |
|----------------|--------------------------------------|---|
| ① 住所不定者措置費負担金 | 116,653 | 住所不定者を保護した市（中核市を除く）が支弁する生活保護費及び施設事務費の1/4の額を県が負担する。 交付対象：県内10市で住所不定者を取り扱った市 交付金額：1/4(国3/4) |
| ② 生活保護扶助費 | 3,182,896 (国庫2,387,171) (諸収 1) | 県内46町村に居住する生活困窮者の最低生活を保障するとともに、自立を助長するために生活保護法に基づく各扶助を実施する。 交付対象：郡部46町村に居住する生活困窮者 |
| ③ 生活保護適正実施推進事業 | 81,115 (国庫 49,435) (諸収 143) | 生活困窮者自立相談支援事業等（被保護者就労支援事業、生活保護適正実施推進事業）により、保護の実施体制の充実を図り、要保護者への援助等、生活保護制度の適正実施を推進する。 |

| 事業名 | 予算額 | 内容 |
|---------------------|--|--|
| | | 1 生活保護適正実施推進事業（人件費） 55,560千円 生活保護受給者の自立・就労等を支援するため、就労支援員、退院促進員及び健康管理支援員等を保健福祉事務所に配置する。 2 生活保護適正実施推進事業 25,555千円 生活保護の適正な運営を確保するため診療報酬明細書の点検充実事業、収入資産等調査徹底事業、生活保護関係職員の資質向上のための各種研修事業等を実施する。 |
| ④ 生活保護施行事務経費(経常経費) | 1,420 | 生活保護施行に要する一般経費 |
| ⑤ 生活保護指導職員業務経費 | 406 (国庫 406) | 本庁に配置する生活保護指導職員により管内福祉事務所の施行状況把握を行うとともに、資質向上のための自己研修等を行う。 |
| ⑥ 生活保護医療・介護関係事務委託事業 | 6,487 | 1 診療報酬審査支払事務委託事業 4,699千円 診療報酬の審査及び支払いに関する事務を社会保険診療報酬支払基金福島支部に委託し、医療扶助関係事務を円滑かつ適正に実施する。 2 介護報酬審査支払事務委託事業 1,291千円 介護報酬の審査及び支払いに関する事務を福島県国民健康保険団体連合会に委託し、介護扶助関係事務を円滑かつ適正に実施する。 3 要介護状態等審査判定事務委託事業 497千円 介護保険被保険者以外の者に係る要介護認定等の審査判定を町村及び一部事務組合に委託し、介護扶助の適正実施に資する。 |
| ⑦ 行旅死亡人取扱負担金 | 1,306 | 行旅病人及行旅死亡人取扱法等に基づき、行旅中死亡して引取者のいない者等について、市町村が繰替支弁した取扱費用を県が弁償する。 |
| 合計 | 3,390,283 (国庫2,437,012) (諸収 144) | |

5 援護事業の推進

(単位：千円)

| 事業名 | 予算額 | 内容 |
|-------------------------|-------|---|
| ① 小田山忠霊堂維持管理等経費(施設管理経費) | 736 | 戦没者の忠魂・慰霊の地である小田山忠霊堂の維持管理を行う。 委託先：(一財)福島県遺族会 |
| ② 援護業務施行事務経費 | 2,407 | 経常的な下記援護業務を行う。 1 全国戦没者追悼式等慰霊事業への参加等 383千円 2 県戦没者追悼式の開催 533千円 3 兵籍システム維持管理経費 ほか 1,491千円 |
| ③ 援護業務団体に対する助成費 | 1,474 | 援護業務団体に対する運営費等助成 補助先：(一財)福島県遺族会 |

| 事業名 | 予算額 | 内容 |
|---------------|----------------------------------|---|
| ④ 旧軍関係調査等事務経費 | 2,754 (国庫 287) (諸収 6) | <p>旧軍人・軍属等に関する下記事務を行う。</p> <p>1 旧軍関係調査事務 136千円 旧軍人・軍属等の遺骨・遺品等の調査・伝達、身上処理等を行う。</p> <p>2 旧軍人恩給等進達事務 151千円 旧軍人・軍属等に対する恩給受給権調査並びに請求指導等、各種年金への在職期間通算のための軍歴証明事務を行う。</p> <p>3 旧軍人恩給等専門員の委嘱 2,467千円 上記事務を行うため旧軍人恩給等請求専門員を配置</p> <p>4 未帰還者等調査事務 未帰還者等に関する調査を行う。</p> |
| ⑤ 遺家族等援護事務経費 | 18,799 (国庫 18,758) (諸収 41) | <p>戦傷病者、戦没者遺族等を援護するため、下記の法律に基づく援護業務を行う。</p> <p>1 戦傷病者特別援護法に基づく援護業務 198千円 公務上の傷病を受けた旧軍人・軍属等に対して、戦傷病者手帳の交付、療養費の給付及び葬祭費の支給、補装具の支給及び修理、戦傷病者乗車券類引換証の交付等の各種援護を行う。 また、戦傷病者相談員を配置し、戦傷病者の福祉の増進を図る。</p> <p>2 戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく援護業務 889千円 遺族年金、給与金等の請求指導を行うと共に、戦没者遺族相談員を配置し、戦没者遺族の福祉の増進を図る。</p> <p>3 各種特別給付金支給法に基づく援護業務 17,712千円 戦没者等の妻、戦傷病者等の妻及び戦没者の父母等に対する各種給付金支給法並びに戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法に基づき、給付金等の支給事務、請求指導等を行う。</p> |
| ⑥ 引揚者に対する援護事業 | 834 (国庫 834) | <p>中国等からの引揚者に対して、帰国後の定着・自立を促進するための各種事業を行う。</p> <p>1 中国帰国者等定着自立促進事業 333千円 自立支援通訳を配置し、医療通訳等の支援等を行うとともに、地域生活支援プログラムの実施、中国帰国者同士の交流事業の実施等により、日本語学習支援、生活支援を行う。</p> <p>2 中国帰国者スクーリング事業 423千円 中国帰国者支援・交流センター（首都圏センター）が実施している「遠隔学習課程」の補完授業として、中国帰国者に対して対面方式による日本語学習のスク</p> <p>3 支援相談員の設置 28千円 中国残留邦人等が安心して生活を送ることができるようにするため、中国残留邦人等に理解があり、中国語ができ、ニーズに応じた助言等を行うことができる支援相談員を配置する。</p> |

| 事業名 | 予算額 | 内 容 |
|------------------|----------------------------------|--|
| | | 4 中国残留邦人等支援給付金支給事務監査 50千円 支援給付金支給事務及び配偶者支援金支給事務の適否について検討し、必要な是正改善措置を講ずること で適正な運用を確保するため、監査を実施する。 |
| ⑦ 中国残留邦人生活支援給付事業 | 126 (国庫 94) | 永住帰国した中国残留邦人等で一定の要件を満たす者について、老齢基礎年金の満額支給に加えて、その者の属する世帯の収入が一定の基準に満たない場合には、支援給付を行う。 |
| 合 計 | 27,130 (国庫 19,973) (諸収 47) | |

6 東日本大震災からの復興

(単位：千円)

| 事業名 | 予算額 | 内 容 |
|----------------|-------------------------|---|
| ① 避難者見守り活動支援事業 | 736,910 (国庫 736,910) | 東日本大震災の被災地及び被災地からの避難者を受け入れている地域において、社会福祉協議会や関係機関と連携し、避難者の孤立防止のための見守りや相談支援、住民同士の交流の場の提供等を行う相談員を配置するなど、避難者の日常生活を支援する取組を支援する。 被災者見守り・相談支援事業 補助先：社会福祉協議会 補助率：国 10 / 10 |
| 合 計 | 736,910 (国庫 736,910) | |

7 新型コロナウイルス感染症への対応

(単位：千円)

| 事業名 | 予算額 | 内 容 |
|--------------------------|----------------------|---|
| ① 新型コロナウイルス緊急対策事業(保護施設等) | 10,860 (国庫 8,144) | 保護施設が購入するマスク及び消毒液等の購入費用を補助するほか、保護施設が必要な支援サービスを継続して提供できるよう割増経費等に対して支援を行う。 1 衛生管理体制確保支援等事業 7,360千円 補助先 保護施設 補助率 3 / 4、10 / 10 2 新型コロナウイルス対応事業継続支援等事業 3,500千円 補助先 保護施設 補助率 10 / 10 |
| 合 計 | 10,860 (国庫 8,144) | |

○ 福祉監査課担当の事業

1 社会福祉法人の認可、法人・施設の適正な運営の確保

(単位：千円)

| 事業名 | 予算額 | 内容 |
|-----------------------|-------------------|--|
| ① 社会福祉法人指導事務費（経常行政経費） | 136 | <p>社会福祉法に基づく認可等事務を行うとともに、社会福祉法人・施設に対して運営指導等を行いながら、法人・施設の適正な運営の確保に努める。</p> <p>また、指導監査体制の強化に資するため、指導監査担当職員研修会等により、指導監査担当職員の資質向上を図る。</p> <p>(1) 社会福祉法人の認可等事務（地域協議会含む） (2) 法人・施設に対する運営指導 (3) 指導監査担当職員研修会 (4) 社会福祉法人・施設指導監査連絡調整会議 (5) 社会福祉法人等代表者会議</p> |
| ② 社会福祉法人監督事務費 | 1,697 (国庫 189) | <p>社会福祉法人・施設に対する指導監査を通して、法人・施設の適正な運営の確保に努める。</p> <p>また、社会福祉法人に関する定款の認可等の事務について、平成25年4月から所轄庁となった市との連携を図る。</p> <p>(1) 本庁一般監査 (2) 保健福祉事務所一般監査 (3) 特別監査 (4) 厚生労働省研修 (5) 監査事務等経費 (6) 新設法人・施設に対する相談・指導 (7) 各市への指導監督支援経費 ほか</p> |
| 合計 | 1,833 (国庫 189) | |

2 介護・障害福祉サービス事業者の対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化（単位：千円）

| 事業名 | 予算額 | 内容 |
|------------------------|-------|---|
| ① 指定障害福祉サービス事業者等の指導等事業 | 290 | <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に基づく障害福祉サービス等を提供する施設・事業所における適正な事業運営の確保を図るため、指導等を実施する。</p> <p>(1) 集団指導 事業者等に対して、集団で説明会方式により実施する。 (2) 実地指導等 指導対象の施設・事業所において設備・帳簿等を実地で確認し、指導等を実施する。 (3) 指導担当職員研修 各保健福祉事務所等の新任指導担当職員等を対象に実施する。</p> |
| ② 介護保険施設等の指導等事業 | 1,702 | <p>介護保険サービスを提供する施設・事業所における適正な事業運営の確保を図るため、介護保険法の規定等に基づき指導監査を実施する。</p> <p>(1) 集団指導 事業者等に対して、集団で説明会方式により実施する。</p> |

| 事業名 | 予算額 | 内 容 |
|-----|-------|---|
| | | (2) 実地指導等 指導対象の施設・事業所において設備・帳簿等を実地に確認し、指導等を実施する。 (3) 指導担当職員研修 各保健福祉事務所等の新任指導担当職員等を対象に実施する。 |
| 合 計 | 1,992 | |

3 福祉サービスの質の向上の促進

(単位：千円)

| 事業名 | 予算額 | 内 容 |
|----------------------------|-----------------------------------|---|
| ① 福祉サービス苦情解決事業 | 9,217 (国庫 4,608) (繰入 4,609) | 福祉サービスに関する利用者からの苦情について、事業者段階での苦情解決のしくみづくりを促進するとともに、事業者段階で解決困難な苦情の解決等のため、県社協に公正・中立な第三者機関として運営適正化委員会を設け、苦情を公正かつ円滑に解決する体制を整備するための経費を補助する。 補助先：(社福) 福島県社会福祉協議会 補助率：国 1 / 2、県 1 / 2 (1) 運営適正化委員会の運営 ・ 苦情解決のための調査、指導・助言、あっせん ・ 県への通知、情報提供等 (2) 事務局の運営 ・ 苦情の受付、調査等 ・ 委員会の運営 ・ 事業に関する広報・啓発 |
| ② 福祉サービス第三者評価事業 | 543 (諸収 227) | 福祉サービス事業者によるサービスの課題把握と質の向上、利用者のサービス選択に資するため、第三者による客観的な評価事業の推進を図る。 1 福祉サービス第三者評価推進組織事業 162千円 福祉サービス第三者評価推進会議において評価基準等について検討し、事業の推進を図る。 2 評価調査者養成研修 381千円 全国社会福祉協議会が実施した評価調査者の指導者養成研修修了者を講師として評価調査者養成研修を実施する。 |
| ③ 社会福祉関係職員研修事業 | 18,300 | 社会福祉関係職員及び地域福祉従事者等に対し、社会福祉に関する研修を実施し、専門的知識の向上及び技術の修得を図る。 研修項目：21項目 (1) 社会福祉施設職員研修 (階層別・施設別・課題別等) (2) 法人・施設等役職員研修 対 象 者：3,530人 委 託 先：(社福) 福島県社会福祉協議会 |
| ④ 社会福祉関係職員研修受講旅費負担金 (運営経費) | 194 | 研修受講に係る経費 |

| 事業名 | 予算額 | 内容 |
|-----|--|----|
| 合計 | 28,254 (国庫 4,608) (繰入 4,609) (諸収 227) | |

○ 高齢福祉課担当の事業

1 認知症施策の推進

(単位：千円)

| 事業名 | 予算額 | 内 容 |
|----------------------------|--|--|
| ① 福島県認知症施策推進事業 | 16,092 (国庫 5,993) (繰入 6,154) (諸収 3) | <p>第2次福島県認知症施策推進計画に基づき、認知症の予防から早期発見・早期対応の体制整備、認知症の人や家族への支援の充実など総合的に認知症施策を推進していく。</p> <p>1 認知症施策推進協議会 2,056千円 認知症施策推進協議会を開催し、計画の進行管理や認知症施策全般についての協議を行うとともに、医療と介護など各分野の連携強化を図る。</p> <p>2 認知症コールセンター事業 1,883千円 認知症高齢者が住み慣れた地域の中で安心して暮らせるように、本人やその家族がどんな小さな悩みや不安でも相談できるような相談窓口を設置・運営する。</p> <p>3 若年性認知症対策推進事業 5,999千円 若年性認知症コーディネーターを引き続き配置し、相談支援に当たる。また、若年性認知症の特性に配慮した就労継続支援、社会参加支援等を推し進めるため、行政機関を含め相談にあたる方々に対して圏域別情報交換会（研修会を含む）を実施する。</p> <p>4 認知症対応力向上研修 6,154千円 認知症の人に関わる医師、看護師、地域支援関係者等に対して研修を行うことにより、認知症対応力の向上を図る。</p> |
| ② 認知症疾患医療センター運営事業 | 33,984 (国庫 16,992) | 認知症の早期診断・早期対応体制の一層の整備を図るため、認知症における専門医療の提供、医療と介護等の連携の中核機関として、認知症疾患医療センターを指定し、運営業務を委託する。 |
| ③ 認知症介護実践者等養成事業 | 8,554 (繰入 6,299) | <p>1 実践者養成研修 7,208千円 介護保険施設、事業所等に従事する介護職員等を対象に基礎研修や実践者研修など段階的に認知症ケアについて学習できる研修を実施する。</p> <p>2 指導者養成研修 1,346千円 認知症介護指導者養成のため対象者を認知症介護指導者養成研修に派遣するとともに、研修に職員を参加させる施設への後方支援に係る経費を補助する。</p> |
| 新 ④ 福島県認知症サポーターパワーアップ事業 | 804 (繰入 804) | 本人・家族を含む地域のサポーターと多職種に職域サポーターのチームである「チームオレンジ」を全市町村に設置するための取組を実施する。 |
| 合 計 | 59,434 (国庫 22,985) (繰入 13,257) (諸収 3) | |

2 地域リハビリテーションの推進

(単位：千円)

| 事業名 | 予算額 | 内 容 |
|--------------------------------|---------------------|--|
| 一部新 ① 地域リハビリテーション支援体制整備推進事業 | 5,377 (国庫 5,377) | <p>高齢者や障がい者が、それぞれの状態に応じた適切なリハビリテーションが実施され、住み慣れた地域においていきいきとした生活を送ることができるよう、地域リハビリテーション支援体制の整備を図る。</p> <p>1 地域リハビリテーション協議会の運営 556千円 広域支援センター等が実施する事業及び指定についての検討・調整を行う。</p> <p>2 地域リハビリテーション広域支援センターの運営 4,351千円 各圏域毎に指定している広域支援センターが、連絡協議会を設置・運営するとともに、リハビリテーション実施機関への支援活動を実施する。</p> <p>新 3 JRAT派遣支援事業 470千円 大規模災害発生時のリハビリテーションニーズに対応するため、災害リハビリテーション支援チーム(JRAT)の派遣を支援する。</p> |
| 合 計 | 5,377 (国庫 5,377) | |

3 介護サービス基盤の整備

(単位：千円)

| 事業名 | 予算額 | 内 容 |
|-----------------------|-------------------------------|--|
| ① 軽費老人ホーム事務費補助金 | 248,829 | <p>軽費老人ホームが入所利用料のうち事務費の一部を減免した場合、その減免分を補助 補助先：軽費老人ホームを設置する社会福祉法人及び市町村（12法人、1町：15施設）</p> |
| ② 老人福祉法施行事務経費（経常行政経費） | 1,368 | 一般経費 |
| ③ 老人福祉法施行事務費 | 10 | 養護老人ホーム等入所判定審査会の開催経費 |
| ④ 福島県高齢者福祉計画等推進事業 | 2,256 (国庫 2,253) (諸収 3) | <p>1 高齢者福祉施策推進会議 1,705千円 高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画の策定、達成状況に関する点検・評価、広域的な調整の検討等を行うため、有識者を構成員とした会議を設置する。</p> <p>2 圏域別連絡会議 551千円 各老人福祉圏域における高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画の進捗状況の管理や各市町村との調整や課題の検討等を行うため、各保健福祉事務所単位毎に会議を設置する。</p> |
| ⑤ 特養ユニットケア推進事業 | 226 (繰入 226) | <p>ユニット型施設現地指導事業 ユニットケアを実施している施設に対し、ユニットケアに詳しい専門家等をアドバイザーとして派遣し、専門的かつ実践的な助言等を行うことにより、質の高いケアが実施できるよう支援する。</p> |
| ⑥ 介護職員等たん吸引等研修事業 | 6,066 (繰入 6,066) | <p>介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等において、「たんの吸引等」の医行為を実施できることとなったため、医療行為実施認定の条件である研修事業を行う</p> |

| 事業名 | 予算額 | 内容 |
|---|---|---|
| | | とともに、事業者登録等を行い、介護職員等によるたんの吸引等のサービスを安全にかつ円滑に提供するための体制を整備する。 |
| <p>一部新 ⑦ ICT等を活用した介護現場生産性向上支援事業</p> | <p>198,187 (繰入 198,187)</p> | <p>介護職員の確保が厳しさを増していく中、介護職員の離職防止と定着促進を図るとともに、介護施設の人材不足を補うため、ICT等を活用した業務効率化など働きやすい職場環境づくりに取り組む。</p> <p>新 1 ICT等活用による業務改善事業 194,950千円 介護支援ロボット導入による労働負担の軽減やICTを活用した通信環境の整備、更にはデジタル技術の導入による事務の効率化など、介護現場における生産性向上の取組を支援する。</p> <p>2 生産性向上発信事業 3,237千円 本県における課題や生産性向上に資する好事例を共有し、県内の介護施設等への横展開を図る。また、異分野の方々が集う場を創造し、介護職のやりがいや志を発信、介護現場の将来像を課題解決型で議論する。</p> |
| <p>一部新 ⑧ 介護支援専門員養成事業</p> | <p>22,116 (手数 2,090) (繰入 20,024) (諸収 2)</p> | <p>1 介護支援専門員実務・更新・再研修事業 385千円 介護保険制度において重要な役割を担う介護支援専門員を養成し、制度の円滑な運用を図る。また、専門員証の更新に必要な更新研修・再研修を併せて行う。</p> <p>2 介護支援専門員管理事業 1,707千円 介護支援専門員の有効期間が満了する者に対して、更新の案内を送付し、研修受講を促すとともに、資格証の更新申請に基づき発行事務を行う。 また、資格証の有効期間の管理及び研修履歴の管理を国に集約化された介護事業者及び介護支援専門員管理システムを利用して介護支援専門員と事業者情報を一元的に管理する。</p> <p>3 介護支援専門員専門研修事業 8,865千円 現任の介護支援専門員に対して、一定の実務経験のもとに、必要に応じた専門知識・技能の習得を図る研修を行う。</p> <p>4 主任介護支援専門員研修事業 5,970千円 地域包括支援センターや居宅介護支援事業所において、地域包括ケアの中心的な役割や、介護支援専門員への支援、職場内におけるスーパーバイザーなどの役割を担う主任介護支援専門員を養成する研修を実施する。</p> <p>5 主任介護支援専門員更新研修事業 3,131千円 主任介護支援専門員の継続的な資質向上を図るために定期的な研修受講の機会を確保し、主任介護支援専門員の役割を果たして行くために必要な能力の保持・向上を図る研修を実施する。</p> <p>6 介護支援専門員地域同行型研修 1,759千円 市町村が実施する介護支援専門員地域同行型研修を支援するため、補助金の交付や実施方法に関する説明会を行う。</p> |

| 事業名 | 予算額 | 内容 | | | | | | | | | |
|-----------------------|--|--|-----|-----|----|----------------|---------|--------------|-----------------|--------|------|
| | | <p>新 7 介護支援専門員従事者確保事業 299千円 介護支援専門員未経験者やブランクのある経験者への「動機付け」や制度及び実務への「理解」、現場で求められる「スキル」についてフォローアップし、有資格者への働きかけを行う。</p> | | | | | | | | | |
| ⑨ 社会福祉施設整備事業 | 395,737 (国庫 25,825) (県債 351,100) | <p>社会福祉法人、市町村等による老人福祉施設の整備を支援するため、施設建設に要する経費に対して補助を行う。 補助率：定額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>予算額</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別養護老人ホーム等建設補助</td> <td>357,000</td> <td>新規 3 (定員250)</td> </tr> <tr> <td>地域介護・福祉施設整備補助事業</td> <td>38,737</td> <td>4 か所</td> </tr> </tbody> </table> | 事業名 | 予算額 | 内容 | 特別養護老人ホーム等建設補助 | 357,000 | 新規 3 (定員250) | 地域介護・福祉施設整備補助事業 | 38,737 | 4 か所 |
| 事業名 | 予算額 | 内容 | | | | | | | | | |
| 特別養護老人ホーム等建設補助 | 357,000 | 新規 3 (定員250) | | | | | | | | | |
| 地域介護・福祉施設整備補助事業 | 38,737 | 4 か所 | | | | | | | | | |
| ⑩ 施設整備資金利子補給事業 | 22,047 | <p>社会福祉法人等の施設整備に係る独立行政法人福祉医療機構からの借入れについて、当該年度の利子償還金に対し2.5%を乗じ、それを借入利率で除して得た額を限度に補助する。(社会福祉施設快適スペース創造事業対象施設の利子償還額は、快適補助基準額に占める制度補助基準額の比率を掛けた額とする。) ただし、平成17年度整備着手分からは、当該年度の利子償還金に1/2を乗じて得た額を補助する。 補助対象施設数42施設</p> <p>土地取得特別補助金交付対象となった社会福祉施設については、当該年度利子償還額を補助する。 補助対象施設数1施設</p> | | | | | | | | | |
| 一部新 ⑪ 小規模介護施設等整備事業 | 1,589,446 (繰入1,589,446) | <p>国の地域医療介護総合確保基金を活用し、地域の小規模介護施設等の整備等を支援する。</p> <p>1 地域密着型サービス等整備助成事業 691,390千円 地域において将来必要となる小規模な介護施設、地域介護拠点の整備を支援する。</p> <p>2 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業 545,143千円 円滑な施設の開設のため、開設前の看護、介護職員等の雇い上げ等の開設準備に要する経費について支援する。</p> <p>3 既存の特養等ユニット化改修等支援事業 111,913千円 施設の居住環境の改善、介護療養病床の転換を支援する。</p> <p>新 4 介護職員の宿舍施設整備事業 241,000千円 介護職員が働きやすい環境を整備するため、宿舍を整備する費用の一部を支援する。</p> | | | | | | | | | |

| 事業名 | 予算額 | 内 容 |
|----------------------------------|---|------|
| ⑫ 老人保健施設対策 施行事務経費 (経常行政経費) | 63 (手数 47) | 一般経費 |
| 合 計 | 2,486,351 (手数 2,137) (国庫 28,078) (繰入1,813,949) (諸収 5) (県債 351,100) | |

4 介護保険制度の円滑な運営

(単位：千円)

| 事業名 | 予算額 | 内 容 |
|---------------------|-----------------------|--|
| ① 介護給付費負担金 | 27,055,753 | 介護保険法第123条第1項の規定により、県は市町村に対し介護給付及び予防給付に要する費用の12.5%（施設サービスに係る分は17.5%）を負担する。 |
| ② 福島県介護保険財政安定化基金積立金 | 226 (財収 226) | 市町村の介護保険財政の安定を図るため、保険料の収納不足や給付費の見込みを超える増加に起因する財源不足について、資金の貸付・交付を行うことを目的に県に財政安定化基金を設置する。基金の設置については、国、県、市町村がそれぞれ1/3ずつ財源を負担する（平成21年度以降、拠出金の積立は休止）。 |
| ③ 低所得者利用者負担対策 | 22,618 (国庫 15,077) | <p>1 障がい者施策におけるホームヘルパー利用者等の支援措置 526千円 障がい者施策におけるホームヘルプサービスの利用者で境界層該当として自己負担が0円であった者が、介護保険の被保険者となったときに訪問介護等を利用した場合、一割の自己負担が生じるため、自己負担を全額補助する。 補 助 率：国1/2 県1/4 市町村1/4</p> <p>2 社会福祉法人等による利用者負担額軽減措置 21,910千円 低所得者の利用者負担額を軽減した社会福祉法人等に対し、市町村が当該軽減費用の一部を助成した場合に補助する。 補 助 率：国1/2 県1/4 市町村1/4 対象サービス：訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、介護老人福祉施設、小規模多機能型居宅介護ほか</p> <p>3 離島等地域の特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置 150千円 15%相当の特別地域加算による利用者負担の格差を解消するため、利用者負担額を減免した社会福祉法人等に対し市町村が当該軽減費用の一部を助成した場合に補助する。 補 助 率：国1/2 県1/4 市町村1/4 対象サービス：訪問介護等（事業所が離島等にあるものに限る）</p> <p>4 中山間地域等の地域における加算に係る利用者負担軽減措置 32千円 10%相当の地域加算による利用者負担の格差を解消するため、利用者負担額を減免した社会福祉法人等に対し市町村が当該軽減費用の一部を助成した場合に補助す</p> |

| 事業名 | 予算額 | 内 容 |
|------------------|----------------------------|--|
| | | る。 補助率：国1/2 県1/4 市町村1/4 対象サービス：訪問介護等（小規模の事業所が中山間等地域にあるものに限る） |
| ④ 地域支援事業交付金 | 1,523,716 | 介護保険法第123条第3項及び第4項の規定により市町村に対し地域支援事業に要する費用のうち介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の額の12.5%に相当する額及び介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用を除いた地域支援事業に要する費用の額の19.25%に相当する額を交付する。 1 地域支援事業交付金（総合事業分） 731,701千円 2 地域支援事業交付金（包括的支援事業等分） 788,683千円 3 地域支援事業交付金（前年度精算分） 3,332千円 |
| ⑤ 低所得者保険料軽減強化事業 | 664,607 | 介護保険法第124条の2の規定に基づき、低所得者の保険料の負担を軽減する目的で、軽減強化に要する費用を負担する。 |
| ⑥ 認定調査員等研修事業 | (国庫 1,351,675) | 1 認定調査員研修事業 511千円 要介護認定において適正な一次判定を確保するため、認定調査員に対して新任研修及び現任研修を実施する。 2 認定審査会委員研修事業 298千円 要介護認定において適正な二次判定を確保するため、介護認定審査会委員に対して研修を実施する。 3 主治医意見書研修事業 542千円 二次判定の際の判断資料である「主治医意見書」の適正な記載を確保するため、研修会を開催する。 |
| ⑦ 福島県介護保険審査会運営経費 | (諸収 2,406,3) | 1 審査会委員・専門調査員実務研修事業 413千円 保険者である市町村が行った行政処分への不服申立てに対し、各合議体が統一した基準で審査を行えるよう研修会を開催する。 2 介護保険審査会運営事業 1,993千円 保険者である市町村の行った行政処分に対する審査請求について審理・裁決を行う。 |
| ⑧ 介護保険者指導事業 | (国庫 10,941,147) (諸収 15) | 1 介護給付適正化推進特別事業 3,683千円 予算や人員体制の確保が難しいこと等により、介護給付適正化事業の事業内容実施に至っていない保険者も存在することから、国の介護給付適正化推進特別事業を活用し、国保連合会と連携しながら、保険者の介護給付の適正化の取り組みを支援する。 2 介護保険者指導事業 779千円 介護保険制度の円滑な運営のため、保険者である市町村に対して事業の運営や手続きに関する助言等を行う。 3 ケアプラン点検支援事業 6,479千円 介護給付適正化に向け、小規模町村（保険者）が取り組むケアプラン点検を支援するとともに、専門的見地から助言・研修を行う。 |

| 事業名 | 予算額 | 内容 |
|---------------------|---|--|
| ⑨ 介護サービス提供事業者の指定等事業 | 12,738 (手数 47) (国庫 3,367) (諸収 14) | 1 介護サービス提供事業者台帳システム維持管理経費 2,806千円 指定事業者等の全情報を管理するシステムの保守管理委託及び維持管理経費。 2 介護サービス提供事業者等の指定等事務費 744千円 3 介護保険制度改正関係事務費 6,536千円 介護保険制度改正に伴う運営基準等の一部改正等を行う。 4 介護職員処遇改善加算の取得促進支援事業 2,652千円 「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」の新規取得に向けて、社会保険労務士などを事業所に派遣し助言等を行う。 |
| ⑩ 介護保険担当者連絡会議 | 194 | 市町村における介護保険事務の円滑な運営のため、全国介護保険担当課長会議の内容を伝達する。 |
| ⑪ 介護サービスクオリティアップ事業 | 1,045 (国庫 522) (諸収 1) | 介護保険事業者のサービス情報の公表の事務を行う。 |
| ⑫ 介護保険苦情・相談業務支援事業 | 2,656 (繰入 2,656) | 高齢者が安心して介護保険サービスを利用できるよう、福島県国民健康保険団体連合会におけるサービス等に対する苦情、相談などの受付、処理を行うための体制整備を支援し、利用者の権利擁護と制度の円滑な運営を図る。 |
| 合計 | 29,298,251 (手数 47) (国庫 29,788) (財収 226) (繰入 2,656) (諸収 33) | |

5 高齢者の権利擁護の推進

(単位：千円)

| 事業名 | 予算額 | 内容 |
|------------------------|-----------------------------------|---|
| ① 高齢者総合相談センター運営事業 | 5,284 (繰入 1,151) (諸収 1,000) | 高齢者総合相談センターを運営し、高齢者やその家族等が抱える各種の心配ごと、悩みごとに関する相談に応じる。 |
| ② 高齢者等のいのちと権利を守る総合支援事業 | 9,422 (国庫 4,964) | 高齢者等が住み慣れた地域で安心して普通に暮らせるよう、市町村が進める権利擁護のための体制整備を支援する。 1 高齢者権利擁護推進協議会 508千円 高齢者虐待防止及び成年後見制度を含む高齢者権利擁護等の推進に係る市町村支援や高齢者への対応等の課題について一体的かつ総合的に協議し解決できるよう、有識者による会議体を設置する。 2 高齢者権利擁護等推進業務支援事業 6,860千円 成年後見制度利用促進体制整備のための地域連携ネットワーク及び地域連携ネットワークの中核機関を設置しようとする市町村を支援するため、社会福祉士等の専門職を活用し、社会資源が不足している小規模市町村を中心に支援を実施する。 |

| 事業名 | 予算額 | 内容 |
|-----|--|---|
| | | 3 高齢者権利擁護等推進研修事業 2,054千円 高齢者虐待防止及び成年後見制度に関する研修を実施する。 |
| 合計 | 14,706 (国庫 4,964) (繰入 1,151) (諸収 1,000) | |

6 東日本大震災からの復興に向けて

(単位：千円)

| 事業名 | 予算額 | 内容 |
|------------------------|-----------------------------------|---|
| ① 被災地介護サービス提供体制再構築支援事業 | 284,361 (国庫 282,194) (諸収 3) | <p>避難指示解除区域等で著しく不足する介護人材の確保を加速するため、相双地域等の介護施設等への就労予定者に対する支援を行うとともに、応援職員の支援を実施し、介護保険施設や訪問サービス事業所への運営費支援を実施することによって、介護サービス提供体制の再構築を図る。</p> <p>1 被災地福祉・介護人材確保支援事業（社会福祉課） 68,695千円 福島県外の者及び避難地域からの避難者で、相双地域等に就労を予定している者に対し就職準備金等を貸与する。 補助先：福島県社会福祉協議会 補助対象件数：115件 補助率：国10/10</p> <p>2 被災地介護施設再開等支援事業 69,838千円 全国の社会福祉法人等から、避難指示解除区域等の介護保険施設へ介護職員の応援を行う際の、応援先及び応援元が負担する経費に対し支援を行う。 補助先：全国の社会福祉法人等、避難指示解除区域等の介護保険施設 補助率：国10/10</p> <p>3 被災地介護施設運営支援事業 120,026千円 避難指示解除区域等で再開、運営している介護保険施設に対し、運営費の補助を行う。 補助先：避難指示解除区域等の介護保険施設 補助率：国10/10</p> <p>4 被災地訪問サービス運営支援事業 25,802千円 避難指示解除区域等で訪問サービスを実施する事業所に対し、運営費の助成を行う。 助成対象：①避難指示解除区域等で再開・新設する訪問サービス事業所 ②避難指示解除区域等に訪問サービスがなく、外部からサービスを行う事業所 助成内容：介護報酬の15%相当額を助成</p> |
| ② 高齢者見守り等ネットワークづくり支援事業 | 148,730 (国庫 148,724) (諸収 6) | 避難指示解除区域において、市町村が設置・運営する高齢者等サポート拠点の運営費を補助する。 |
| ③ 社会福祉施設緊急整備特別対策事業 | 39,500 (県債 37,600) | 東日本大震災の影響による施設入所希望者のさらなる増加及び施設建設費の高騰等に対応するために、1床あたりの補助単価の拡充を行い、緊急的に特別養護老人ホ |

| 事業名 | 予算額 | 内 容 | | |
|-----|--|---------------------------|--------|--------------|
| | | ホーム等の施設整備を支援する。 補助率：定額 | | |
| | | 事業名 | 予算額 | 内 容 |
| | | 特別養護老人ホーム等建設補助 | 39,500 | 新規 2 (定員150) |
| 合 計 | 472,591 (国庫 430,918) (諸収 9) (県債 37,600) | | | |

7 新型コロナウイルス感染症への対応

(単位：千円)

| 事業名 | 予算額 | 内 容 | | |
|-----------------|--|---|--|--|
| ① 新型コロナウイルス対策事業 | 327,737 (国庫 12,000) (繰入金315,737) | <p>新型コロナウイルス感染症から県民のいのちを守るため、感染防止に配慮した介護サービス提供体制の確保等の事業を行う。</p> <p>1 介護サービス提供体制継続支援事業 36,177千円 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、感染者が発生した介護サービス事業所等に対し、職員の確保や消毒などのかかり増し経費への支援や、県における衛生・防護用品の備蓄、緊急時の応援派遣に係る体制を構築する。</p> <p>2 多床室の個室化支援事業 19,560千円 事業継続が必要な介護施設等において、感染が疑われる者が複数発生して多床室に分離する場合に備え、感染が疑われる者同士のスペースを空間的に分離するための個室化に要する改修費について補助する。</p> <p>3 簡易陰圧装置・換気設備設置経費支援事業 272,000千円 介護施設等における簡易陰圧装置・換気設備の設置に係る経費を支援する。</p> | | |
| 合 計 | 327,737 (国庫 12,000) (繰入金315,737) | | | |

○ 障がい福祉課担当の事業

1 障がいのある方の地域生活への移行支援

(1) 障がい福祉サービスの充実

(単位：千円)

| 事業名 | 予算額 | 内容 | | | | | | | | | | | | |
|------------------|--|--|-----|--------|---------|---------|---------|--------|---------|---------|--------|---------|---------|-----|
| ① 心身障害者扶養共済事業 | 412,369 (国庫 73,597) (諸収 260,259) | 障がい者を扶養する保護者が生存中に一定額の掛金を納付することにより、保護者が万一死亡又は重度障がい者になった場合、扶養していた障がい者に終身一定額の年金を支給する。 | | | | | | | | | | | | |
| ② 特別障害者手当等給付費 | 125,644 (国庫 93,113) | <p>1 特別障害者手当等給付費 124,152千円 日常生活において常時特別の介護を要する在宅の最重度障がい者に対し、特別障害者手当等を支給することにより、障がい者の所得保障と福祉の増進を図る。 ○負担率：市分(中核市含む) 国3/4、市1/4 町村分 国3/4、県1/4</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手当名</th> <th>月額給付単価</th> <th>年間給付延人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別障害者手当</td> <td>27,350円</td> <td>3,406人</td> </tr> <tr> <td>障害児福祉手当</td> <td>14,880円</td> <td>1,915人</td> </tr> <tr> <td>経過的福祉手当</td> <td>14,880円</td> <td>84人</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 県分特別障害者手当等施行事務費 1,492千円 嘱託医に対する診断書審査謝礼</p> | 手当名 | 月額給付単価 | 年間給付延人員 | 特別障害者手当 | 27,350円 | 3,406人 | 障害児福祉手当 | 14,880円 | 1,915人 | 経過的福祉手当 | 14,880円 | 84人 |
| 手当名 | 月額給付単価 | 年間給付延人員 | | | | | | | | | | | | |
| 特別障害者手当 | 27,350円 | 3,406人 | | | | | | | | | | | | |
| 障害児福祉手当 | 14,880円 | 1,915人 | | | | | | | | | | | | |
| 経過的福祉手当 | 14,880円 | 84人 | | | | | | | | | | | | |
| ③ 障がい福祉サービス等給付事業 | 8,424,427 (国庫 865) | <p>1 居宅介護等 603,310千円 利用者が居宅において自立した生活を営むことができるよう、ホームヘルパーを派遣し日常生活を支援することにより利用者の生活の安定を図るサービスであり、当該サービスに要する費用の一部を支給する。 ○負担率：県1/4</p> <p>2 短期入所 123,948千円 居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設その他の施設へ短期間の入所を必要とする障がい者等に対し、入浴排せつ又は食事等の介護や日常生活上の支援を実施するサービスであり、当該サービスに要する費用の一部を支給する。 ○負担率：県1/4</p> <p>3 共同生活援助等 788,111千円 利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その利用者の身体及び精神の状況や環境に応じて共同生活住居において入浴、排せつ及び食事等の介護、相談その他の日常生活上の支援を実施するサービスであり、当該サービスに要する費用の一部を支給する。 ○負担率：県1/4</p> <p>4 相談支援事業 133,115千円 支給決定を受けた障がい者等で、特に計画的な支援を必要とする者が、指定相談支援事業者から「指定相談支援」等を受けた場合、サービス利用計画作成費を支給する。 ○負担率：県1/4</p> <p>5 福祉・介護職員処遇改善加算の取得促進支援事業 865千円 障害福祉サービス事業者における加算の新規取得やより上位の区分の加算取得を図るため、社会保険労務</p> | | | | | | | | | | | | |

| 事業名 | 予算額 | 内容 |
|----------------------|---|--|
| | | <p>士を事業者に派遣し加算取得等に係る助言・指導を行う。</p> <p>6 補装具費給付事業 102,823千円 身体障がい者の障がいを軽減させるために行う義肢、車いす等の補装具の給付・修理にかかる補装具費の一部を支給する。 ○負担率：県1/4</p> <p>7 自立支援医療費（更生医療） 466,383千円 身体障がい者が更生するために行う医療費の給付の一部を支給する。 ○負担率：県1/4</p> <p>8 自立支援医療（更生医療）審査支払委託料 245千円 自立支援医療（更生医療）の給付に係る診療報酬の審査及び支払いに関する事務の委託 ○委託先：福島県国民健康保険団体連合会 福島県社会保険診療報酬支払基金</p> <p>9 入所等 6,205,467千円 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条に基づく介護給付費及び訓練等給付費（施設系）について、市町村が指定障害福祉サービス事業所に支出した費用の一部を負担する。 ○負担率：県1/4</p> <p>10 療養介護医療費事務手数料 160千円 療養介護医療費の診療報酬審査料及び事務費 ○委託先：社会保険診療報酬支払基金 福島県国民健康保険団体連合会</p> |
| ④ 在宅重度身体障がい者訪問診査事業費 | 50 | <p>身体の障がいにより日常生活に著しい支障のある在宅の重度身体障がい者に対して、医師等を派遣して検査及び更生相談を行う。</p> |
| ⑤ 社会福祉施設整備事業 | 262,758 (国庫 175,170) (県債 69,800) | <p>自立支援施設整備事業 障がい者の施設福祉サービスの充実を図るため、社会福祉施設の整備、改修等を行う法人に対し整備費の一部を補助する。</p> |
| ⑥ 県立障がい者福祉施設管理運営委託事業 | 253,106 (繰入 28,045) | <p>1 県立障がい者福祉施設管理運営委託事業 224,661千円 県立の障がい者福祉施設の管理運営を指定管理者に委託し、施設の円滑な運営を図る。 ○福島県総合社会福祉施設太陽の国（ひばり寮、けやき荘、かしわ荘、かえで荘） ○ばんだい荘わかば、ばんだい荘あおば</p> <p>2 県立障がい者福祉施設補修委託事業 28,445千円 施設入所者のサービス向上と安全・安心を図るため、施設・設備の補修工事を指定管理者に委託して実施する。</p> |
| ⑦ 県立障がい者福祉施設整備事業 | 1,112,089 (繰入 311,681) (県債 800,400) | <p>太陽の国障がい者支援施設は、築30年～40年以上経過し、老朽化が激しく、現行の基準では必要な居室を確保できないため、計画的に建替工事等を進める必要がある。本事業では、けやき荘、かしわ荘建替に向け、敷地造成工事とけやき荘の建築工事を実施する。</p> |

| 事業名 | 予算額 | 内容 |
|-------------------------|--|--|
| ⑧ 社会福祉施設整備利子補給事業 | 1,476 (繰入 1,476) | 社会福祉施設整備を支援、促進するために設置主体の自己負担金のうち、独立行政法人福祉医療機構からの借入金の利子の一部を補助し設置主体の負担軽減を図る。 (中核市除く) ○対象施設数：(社福)つばさ福祉会 はばたき、あおぞらの夢 ほか5施設 ○補助金額：当該年度償還利子に2.5%を乗じ、借入利率で除した額を補助 |
| ⑨ 障がい者福祉施設費経常経費(施設管理経費) | 1,032 | ばんだい荘事務経費 敷地借上料 面積 21,498.35㎡ |
| ⑩ 障がい福祉総務費経常経費(経常行政経費) | 2,660 (諸収 4) | 障がい福祉に係る経常経費 |
| 合計 | 10,595,611 (国庫 342,745) (繰入 341,202) (諸収 260,263) (県債 870,200) | |

(2) 相談支援体制の構築

(単位：千円)

| 事業名 | 予算額 | 内容 |
|--------------------|---------------------------------|---|
| ① 高次脳機能障がい支援体制整備事業 | 5,656 (国庫 2,828) | 高次脳機能障がい者への相談支援の中核を担う県及び圏域支援拠点機関を設置する。また高次脳機能障がい者に関与する障害福祉サービス事業所職員等に対し研修会を開催し、支援に必要な知識等の習得を図る。 1 高次脳機能障がい支援体制整備事業 867千円 2 高次脳機能障がい普及啓発事業 4,789千円 |
| ② 障がい者総合支援人材育成事業 | 8,527 (国庫 3,770) (繰入 980) | 1 障害支援区分認定調査員等研修事業 63千円 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく制度の円滑な運営のため、サービス支給決定に必要な障害支援区分の認定手続きに携わる調査員及び市町村審査会委員の研修を実施する。 2 障がい者相談支援従事者研修事業 3,391千円 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律における指定相談支援事業者等に従事する人材の養成並びに資質の向上を図るため、厚生労働省主催の指導者養成研修に派遣し、さらに、県において従事者養成研修並びに従事者現任研修を実施する。 3 サービス管理責任者研修事業 3,895千円 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の適切かつ円滑な運営に資するため、障害福祉サービスを提供する指定要件であるサービス管理責任者を養成するための研修を開催する。 4 介護職員等たんの吸引等研修事業 980千円 介護職員等が、たん吸引等を業務として実施できるよう研修を実施する。 |

| 事業名 | 予算額 | 内容 |
|-------------------------|-----------------------|--|
| | | 5 強度行動障害支援者養成研修事業 198千円 強度行動障害について理解を深めるため、厚生労働省主催の研修に人材を派遣する。 |
| ③ 広域的支援事業 | (国庫 1,945 171) | 市町村域を超えて広域的な支援を行い、障がい者等が自立した日常・社会生活を営むことができるよう、身近な地域における相談支援体制の整備に向けた支援を行うほか、地域生活への移行を促進するための支援を行う。 1 相談支援体制整備事業 640千円 2 地域生活移行支援事業 1,004千円 3 人材育成支援事業 301千円 |
| ④ 被災地における障害福祉サービス基盤整備事業 | (国庫 27,232 27,232) | 1 障害者就労支援事業所コーディネーター事業 24,416千円 震災により売上の減少や生産活動が低下している障がい者就労支援事業所を支援するため、コーディネーター等を配置し、販路拡大、マッチング支援、運営相談等を行う。 2 障がい者就労支援ネットワーク充実事業 2,816千円 被災地の事業所ネットワークの強化調整等を図り、復興期において安定した運営ができるよう就労支援事業所等の支援をする。 |
| ⑤ 市町村地域生活支援事業補助事業 | 262,280 | 市町村が実施する理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、手話奉仕員養成事業、移動支援事業、地域活動支援センター機能強化事業等の実施事業に対して補助を行う。 ○補助先：市町村（中核市含む） ○補助率：県1/4 国1/2 |
| ⑥ 障がい者福祉施設費経常経費（運営経費） | 8,179 | 障がい者総合福祉センターの運営等に係る経常経費 |
| ⑦ 身体障がい者更生相談所事業 | (諸収 9,825 13) | 1 身体障がい者更生相談所事業 5,675千円 身体障がい者の生活、医療、施設入所、補装具等について相談、指導判定等を行うことにより、身体障がい者の自立更生を促進する。 ○相談・指導・判定業務 ○市町村職員研修 ○身体障がい者支援対策強化事業 ・補装具適正化連絡協議会の開催 ・リハビリテーション関係職員研修 ○身体障害者手帳交付業務 2 知的障がい者更生相談所業務 4,150千円 知的障がい者に対する相談・指導・判定会の実施及び市町村が新規で知的障がい者の支給決定をするにあたり、必要な助言・判定を行う。 ○相談・指導・判定業務 ○市町村支給決定支援業務 |

| 事業名 | 予算額 | 内容 |
|-----------------------------|---|----------------------|
| ⑧ 身体障がい者福祉費経常経費 (経常行政経費) | 488 | 身体障がい者福祉施行事務に関する経常経費 |
| ⑨ 知的障がい者福祉費経常経費 (経常行政経費) | 298 | 知的障がい者福祉施行事務に関する経常経費 |
| 合計 | 324,430 (国庫 34,001) (繰入 980) (諸収 13) | |

(3) 地域生活移行の促進・定着

(単位：千円)

| 事業名 | 予算額 | 内容 |
|-----------------------------|-------------------------------|--|
| ① 生活訓練事業 | 4,377 (国庫 1,004) (諸収 6) | <p>1 中途失明者緊急生活訓練事業 3,860千円 中途失明者が日常生活を送るうえで必要とされる諸能力について、訓練等指導を行う。また、非常勤職員を雇用する。 ○訓練内容：生活訓練、生活講習会</p> <p>2 障がい者生活訓練事業 517千円 (1) 身体障がい者社会生活訓練 身体障がい者に対し点字・手話等の講習会、歩行訓練等についての講座等を開催する。 (2) オストメイト社会適応訓練 ストマ装着者の社会復帰を促進するための講習会等を行う。 (3) 音声機能障がい発声訓練・指導者養成 喉頭摘出者の社会復帰を促進するため講習会の開催及び指導者養成研修会への派遣を行う。</p> |
| ② みんなでつくる心の地域包括ケアシステム構築推進事業 | 7,707 (国庫 3,850) | <p>1 精神障がい者地域移行・地域定着促進事業 2,901千円 精神障がい者の地域移行・地域定着を促進するため、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた精神保健医療福祉関係者の協議の場の設置、各圏域毎に核となる人材の育成を行う。併せて、一般住民に対し精神障がい者についての理解を深める研修会を開催する。</p> <p>2 精神障がい者ピアサポーター活動支援事業 1,498千円 自らの経験を活かし精神障がい者の視点を重視した支援ができるピアサポーターの養成並びに福祉事業所等への雇用を目指したスキルアップ研修等を実施する。また、精神科医療機関を対象にピアサポーターの活用を促進するための研修を実施することによりピアサポーターの活動拡大を図る。</p> <p>3 精神科訪問看護人材育成支援事業 2,065千円 精神障がい者の在宅生活を医療面で支える精神科訪問看護の充実を図るため、精神科訪問看護に従事する人材を育成することにより、精神障がい者の地域移行を促進する。</p> <p>4 精神障がい者の家族支援事業 1,243千円 精神障がい者の家族等の学習会、同じ障害を持つ家</p> |

| 事業名 | 予算額 | 内 容 |
|--------------------|----------------------------------|--|
| | | 族に対し共感的働きかけや、助言ができる人材を育成する研修会等を実施するほか、スポーツ・レクリエーション等教室の開催を通して、精神障がい者の社会参加及び自立を支援する。 |
| ③ 精神障がい者アウトリーチ推進事業 | 65,000 (国庫 64,981) (諸収 19) | 震災対応型アウトリーチ推進事業 東日本大震災の影響により、精神症状が表出する在宅の精神障がい者等を支援するために、相双地域と精神保健福祉センターにアウトリーチチームを設置し、アウトリーチ支援を行うとともに、見立てやスーパーバイズを行うことで地域の支援者の人材育成を図る。 |
| 【再掲】 ④ 広域的支援事業 | 1,945 (国庫 171) | 「1 障がいのある方の地域生活への移行支援」(2)③の「2 地域生活移行支援事業」 |
| 合 計 | 77,084 (国庫 69,835) (諸収 25) | ※再掲分は含めず |

(4) 保健・医療・福祉体制の充実

(単位：千円)

| 事業名 | 予算額 | 内 容 |
|-----------------|-------------------|---|
| ① 重度障がい者支援事業 | 1,846,198 | <p>1 重度心身障がい者医療費補助事業 1,813,158千円 重度心身障がい者の医療費の自己負担額を公費で負担する。(入院時食事療養費の標準負担額は対象外) ○補助率：県1/2 ○対象者 ・身体障害者手帳1級、2級又は3級(内部障害)所持者 ・療育手帳A所持者 ・精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ・療育手帳Bかつ身体障害者手帳所持者 ・精神障害者保健福祉手帳2級又は3級で、かつ身体障害者手帳所持者 ・精神障害者保健福祉手帳2級又は3級で、かつ療育手帳所持者</p> <p>2 在宅重度障がい者対策事業 8,953千円 日常生活において、常に医療的処理等を必要とする在宅重度障がい者に治療材料等を給付することにより、経済的負担の軽減を図る。(中核市除く) ○治療材料費給付事業 月限度額3,000円(県1/2) ○衛生器材費給付事業 月限度額4,000円(県1/2)</p> <p>3 人工透析患者通院交通費補助事業 24,087千円 人工透析を受けている通院者に対し、通院に要する費用を助成する。(中核市除く) ○対象者：通院費が月額5,000円を超えるもの ○補助率：5,000円を超える額(25,000上限)の1/2、市町村1/2</p> |
| ② 災害時精神医療体制整備事業 | 1,273 (国庫 635) | 大規模災害時に活動する災害派遣精神医療チーム(DPAT)について、関係者を交えた協議を行うとともに派遣に向けた研修会の開催する。 |

| 事業名 | 予算額 | 内容 |
|------------------------|-------------------------------------|---|
| ③ 精神科病院入院患者地域移行マッチング事業 | 7,765 (国庫 7,754) (諸収 11) | 東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響により県内外の精神科病院に転院を余儀なくされた患者について、本県への帰還及び地域移行を支援する。 |
| ④ アルコール健康対策推進事業 | 5,039 (国庫 2,517) (諸収 7) | <p>1 アルコール健康障害対策推進事業 891千円 福島県アルコール健康障害対策推進計画の進捗管理等を行うための関係者会議を開催するほか、国主催会議・研修への参加と県内での相談支援研修会を開催する。 また、適切な飲酒行動についての普及啓発を行う。</p> <p>2 依存症対策民間団体支援事業 300千円 アルコール依存症、薬物依存症、ギャンブル等依存症に関する問題を抱える当事者が健康的な生活を営むことができるよう、問題の改善に取り組む民間団体の活動に対し、補助金を交付する。 ○補助率 10/10 (国1/2、県1/2)</p> <p>3 依存症相談拠点運営事業 3,848千円 依存症に関する相談の拠点として、依存症相談拠点を設置し、依存症患者、依存症が疑われる者、家族等の相談に応じる。医療・保健・行政・当事者団体等・保護観察所関係機関と連携し、対応にあたる。</p> |
| ⑤ 精神科救急医療システム整備事業 | 92,532 (国庫 42,331) (繰入 7,484) | <p>1 連絡調整委員会運営事業 290千円 精神科救急システム事業の円滑な実施を図るため、精神科病院協会、警察、消防等の関係機関との会議を年1回開催する。</p> <p>2 精神科救急医療システム事業 80,016千円 夜間・休日において、各ブロックごとに精神科救急医療機関を確保し、輪番制により診療応需体制を整備する。</p> <p>3 精神科救急情報センター事業 4,012千円 緊急な治療を必要とする精神障がい者のため、本人、家族、消防、警察、一般の医療機関などからの精神科救急に関するあらゆる相談を受け、適切な助言を提供する。</p> <p>4 精神科移送システム事業 730千円 緊急に入院が必要であるにもかかわらず、本人の同意に基づいた入院を行う状態にない精神保健指定医が判断した精神障がい者を、知事が応急入院指定病院等に移送するシステムを整備する。</p> <p>5 災害医療研修事業 7,484千円 全国から、相双地域の研修病院で災害医療を学ぶ研修医等の研修費用を負担することにより、相双地域の精神科医療を支援する。</p> |
| ⑥ 精神保健医療費 | 3,100,440 (国庫1,532,057) | <p>1 精神保健指定医による診察 10,079千円 精神障がいによる自傷他害のおそれ又はその疑いのある者を精神保健指定医に診察させ、その結果必要と認められる者を県立病院又は指定病院に入院させる。</p> <p>2 措置入院者医療費 56,100千円 知事が決定した措置入院者の医療費を公費負担し、措置入院者の適正な医療及び保護を図る。</p> |

| 事業名 | 予算額 | 内容 |
|-------------------------|---|---|
| | | <p>3 診療報酬請求審査事務委託 37,675千円</p> <p>4 精神医療審査会 3,185千円 精神障がい者の医療及び法律等に関し学識経験を有する者のうちから任命された委員によって合議体を構成し審査を行う。</p> <p>5 措置入院者定期病状報告書料 133千円 報告を行う精神科病院管理者に対し手数料を交付する。</p> <p>6 医療保護入院者定期病状報告報告書料 13,301千円 報告を行う精神科病院管理者に対し手数料を交付する。</p> <p>7 自立支援医療費（精神通院医療） 2,979,967千円 精神障がい者の通院医療費の一部を公費負担し、適正医療の普及を図る。</p> |
| ⑦ 精神障がい者福祉費経常経費（経常行政経費） | 1,584 | <p>1 精神保健福祉審議会 264千円 精神保健及び精神障がい者の福祉に関する事項について調査審議する。</p> <p>2 精神障害者保健福祉手帳交付事業 1,320千円 精神障がい者に対する各種の支援策の活用を容易にし、もって自立と社会参加の促進を図る。 ○申請窓口 各市町村</p> |
| ⑧ 精神保健費経常経費（経常行政経費） | 4,230 | <p>1 精神訪問指導事業 2,294千円 各保健福祉事務所において、精神保健福祉に関する相談に応じ、訪問指導を行い、精神疾患の早期治療及び精神障がい者の社会復帰の促進を図る。</p> <p>2 精神医療費事務経費 1,764千円 精神科病院への実地指導及び実地審査等を行う。</p> <p>3 福島県自殺対策推進協議会 172千円 自殺対策を総合的に推進するため、自殺対策に係る関係団体による情報・意見交換を行い、連携強化を図る。</p> |
| ⑨ 精神保健費経常経費（運営経費） | 11,331 (使用 1,398) (手数料 111) (国庫 667) (諸収 6) | <p>1 精神保健福祉センター事務経費 9,651千円 (1) 精神保健福祉センターの運営に係る事務経費 (2) こころの電話相談 精神保健福祉センターにおいて、専門知識を有する者により、専用電話による相談の窓口（こころの電話）を設置し、県民が気軽に心の健康づくりについて相談できるような体制を整備する。</p> <p>2 特定相談事業 468千円 (1) 特定相談 アルコール関連問題及び思春期精神保健等に関する相談を実施する。 (2) 思春期精神保健セミナー 一般県民に対して、思春期の心のサインや思春期特有の精神疾患など思春期精神保健に関する知識の普及を行う。</p> |

| 事業名 | 予算額 | 内容 |
|---------------------|---|--|
| | | <p>(3) アディクション伝言板の発行 アルコール依存症等の嗜癖（アディクション）問題に対応するため、民間団体を含めた嗜癖の自助グループ等の情報について広く関係者に周知し、嗜癖に悩む当事者及び家族等を支援する。</p> <p>3 保健所・市町村等支援事業 471千円 精神保健福祉分野における技術的中枢として、保健福祉事務所・市町村・精神障がい者社会復帰施設等関係機関に対する技術指導及び研修を実施し、職員の資質の向上を図る。</p> <p>4 精神保健福祉に関する調査・研究事業 603千円</p> <p>5 相談に付随する診療等の実施 138千円 精神保健福祉に関する複雑な相談指導に伴う診療等を実施する。</p> |
| <p>⑩ 特定疾患治療研究事業</p> | <p>2,562,073 (国庫1,254,407) (諸収 6)</p> | <p>難病は、原因が不明で治療が困難であり、経過が慢性にわたる疾患であることから、日常生活に困難をきたすとともに経済的にも大きな負担となっているので、330の指定難病を公費で負担することにより、医療の確立と医療費の自己負担の軽減を図る。</p> <p>1 特定疾患治療研究事業の実施 2,102千円 特定疾患医療受給者証の交付を受けた患者に対して医療費及び介護費を給付する。</p> <p>2 在宅人工呼吸器使用特定疾患患者訪問看護事業 2,506千円 在宅で人工呼吸器を使用している特定疾患患者に対して、診療報酬で定められた回数を超える訪問看護を実施することにより、介護者の介護負担の軽減を図るとともに、患者・家族の生活の質の向上を図る。</p> <p>3 指定医療機関等体制整備事業 275千円 「難病の患者に対する医療等に関する法律」の規定に基づき、指定医療機関を指定する事務及び指定医を指定する事務を行う。 また、指定医の要件となる「難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則」に定める「都道府県知事が行う研修」を開催する。</p> <p>4 指定難病審査会の開催 3,871千円 「難病の患者に対する医療等に関する法律」の規定に基づき、指定難病審査会を設置し、難病患者の医療費助成申請の審査を実施する。 ①指定難病審査会の開催 ・制度の法律化により、承認申請の不承認行為が行政処分となることから、不承認に係る行政不服審査案件の審査。 ・その他適正かつ円滑な助成制度の運営に必要な参考意見の具申。 ②審査の実施（審査部会） 難病の患者に対する医療等に関する法律第7条第2項の規定による支給認定の審査等。</p> <p>5 指定難病医療費助成制度 2,551,119千円 指定難病医療費受給者証の交付を受けた患者に対し、医療費及び介護費を給付する。</p> |

| 事業名 | 予算額 | 内容 |
|--------------------------|--|--|
| | | <p>新 6 指定難病等受給者管理システムオンライン化対応 2,200千円 指定難病受給認定申請審査の際、厚生労働省が管理する患者（臨個票）データベースにオンライン接続する運用に変更されることに対応して、既存のシステムを改修する。</p> |
| <p>⑪ 難病在宅療養者支援体制整備事業</p> | <p>5,957 (国庫 2,852) (諸収 6)</p> | <p>長期療養を続ける在宅難病患者の日常生活動作（ADL）の程度や病状・病態等に応じた保健・医療・福祉サービスの提供等の適切な支援を行うことにより、患者及び家族の生活の質の向上を図る。</p> <p>1 難病患者地域支援連絡調整事業 657千円 (1) 難病患者地域支援連絡会議 (2) 難病患者在宅ケア調整会議 難病患者支援計画の策定及び評価を行い、患者のニーズの分析や支援方法の検討を行うと共に、地域での支援体制の構築を図る。 (3) 難病保健活動に関する研修会 保健福祉事務所職員を対象に、地域で生活する難病患者の療養支援等に関する研修会を開催する。 難病患者支援計画の策定及び評価を行い、患者のニーズの分析や支援方法の検討を行うと共に、地域での支援体制の構築を図る。</p> <p>2 難病患者相談指導事業 168千円 保健福祉事務所の保健師、栄養士、歯科衛生士等が家庭訪問、電話、所内相談を行い、在宅療養支援を行う。</p> <p>3 難病患者医療相談事業 1,429千円 難病に関する専門の医師、保健師、栄養士及びケースワーカー等による相談班を設置し、医療相談を行い、疾病等に対する不安の軽減を図る。</p> <p>4 難病患者訪問診療事業 167千円 寝たきり等により受療が困難な在宅の難病患者に対して専門の医師、主治医、保健師、理学療法士等から構成された診療班により医学的指導やリハビリテーションの実施により在宅医療を促進する。</p> <p>5 難病患者療養支援ネットワーク事業 2,652千円 入院治療が必要となった重症難病患者に対する適時・適切な入院施設の確保等、難病医療体制の整備を図る。 ○難病診療連携コーディネーターの配置：1名</p> <p>6 難病医療連絡協議会 344千円 重症難病患者の入院の受け入れを円滑に行うための基本となる拠点病院、基幹協力病院等の連携協力体制の充実を図る。</p> <p>7 在宅重症難病患者一時入院事業 540千円 重症難病患者が、介護者の休息（レスパイト）等の理由により、一時的に在宅で介護を受けることが困難となった場合に、適切な医療機関へ一時入院できるように入院受け入れ体制を整備する。</p> |

| 事業名 | 予算額 | 内容 |
|----------------------|---|---|
| ⑫ 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業 | 12,051 (国庫 5,944) | 先天性血液凝固因子障害等患者のおかれている特別な立場を考慮し、その患者の医療費の自己負担分を公費で負担することにより、患者の医療負担の軽減を図り、精神的、身体的不安の解消を図る。 ○対象人員 95人 |
| ⑬ 遷延性意識障害治療研究事業 | 33,767 | 事故、疾病等により、大脳機能一般が長く失われた状態である遷延性意識障がい者に対する治療は極めて困難であり、かつ長期にわたりその医療費も高額になるので、3か月以上この状態にある患者の医療負担の軽減を図る。 ○対象人員 延べ67人 |
| ⑭ 難病相談・支援センター事業 | 8,117 (国庫 4,058) | 1 難病相談・支援センター運営費 6,917千円 難病患者に対し、相談体制の強化及び県域を単位とした支援体制を構築するため、専門相談、患者・家族会支援、情報提供等の機能をもった難病相談支援センターを外部委託により運営する。 主な実施事業は以下のとおり ①希少難病患者会・支援セミナー事業 難病医療相談会・交流会 患者数が少ない疾患や、希少難病など広域的（県全域）な支援が必要な疾患について、患者・家族等を対象とした相談会・交流会を開催する。 ○開催回数：1回程度 ②難病医療・就労支援セミナー及び相談会 若年層の発症者が多い疾患について、医療相談と併せ、疾病の特性を踏まえた就労相談セミナー及び相談会を開催する。 ○開催回数：1回程度 ③難病研修会事業 在宅難病患者を支援する関係機関関係者を対象に、疾患の理解及び難病患者の特性を踏まえた研修会等を実施し、難病患者に対する支援体制の整備及び充実を図る。 ○開催回数：1回程度 2 難病相談会・交流会開催補助事業 1,200千円 難病患者及び家族等が構成員である患者・家族会について、患者会等自らが行う相談会・交流会開催の支援（補助）を行い、患者会等組織の運営基盤強化を図る。 ○開催回数：10回程度 |
| ⑮ 指定難病患者相談・支援事業 | 28,961 (国庫 28,887) (諸収 74) | 各保健福祉事務所に保健師・看護師等の専門職を配置して、難病患者の医療費助成申請・療養生活に係る相談対応・支援を行う。 |
| 合計 | 7,721,318 (使用 1,398) (手数 111) (国庫 2,882,109) (繰入 7,484) (諸収 110) | |

(5) 自殺対策及び被災者の心のケア対策の推進

(単位：千円)

| 事業名 | 予算額 | 内容 |
|---------------------|----------------------------------|--|
| ① 自殺対策緊急強化基金造成事業 | 60,543 (財収 10) (繰入 60,533) | 自殺対策緊急強化基金の資金運用による利子を造成する。 また、令和2年度において基金事業が終了するため、基金残額を国へ返還する。 |
| 一部新 ② 自殺対策緊急強化事業 | 94,229 (国庫 80,356) (諸収 15) | <p>1 普及啓発事業 11,018千円 自殺対策強化月間に、自殺予防のテレビCM放送やウェブ広告、ラジオCMを制作し放送する。 また、啓発活動を行う際に必要な物品を購入し、市町村や保健福祉事務所へ配布し、各地域での普及啓発時に活用する。</p> <p>2 市町村人材育成事業 3,741千円 地区のリーダーを対象とした研修によりゲートキーパー（自殺の兆候を発見し自殺を予防する人）を育成する。 また、地域自殺対策推進協議会を各圏域で開催する。</p> <p>3 民間団体への補助事業 6,000千円 自殺関連の民間団体に対して、自殺対策活動を拡充するための事業費に対して助成する。 ○補助率 10/10</p> <p>4 市町村自殺対策緊急強化支援事業 16,170千円 市町村が地域の状況に応じて実施する、中長期的な計画策定にかかる費用や、若年層や未遂者等ハイリスク者に対する相談支援、住民向けの啓発等の自殺対策事業に対して助成する。 ○補助率 1/2、2/3、10/10 (国庫 1/2、2/3、10/10)</p> <p>5 対面型相談支援事業 849千円 うつ病で治療中の方の家族に対して、うつ病についての理解と本人支援について学び合う場を提供するうつ病家族教室を開催し、本人のうつ病の悪化防止や自殺予防を図る。 また、自殺未遂者に対する関係者の対応力の強化や相互理解を深めるため研修会を開催するなど、再度の自殺企図を防止するための地域づくりを進める。</p> <p>6 自殺対策推進センター運営事業 6,645千円 地域自殺対策推進センターを設置し、保健・福祉・医療・労働・教育・警察等関係機関と連携を図りながら、自殺の専門相談を行う。 また、人材育成のための研修や市町村の自殺対策行動計画の策定支援等、地域における自殺対策の総合的な支援体制の整備を推進する。</p> <p>新 7 新型コロナウイルス自殺対策事業 5,386千円 新型コロナウイルス感染症による社会生活等への影響が拡大している状況を踏まえ自殺を未然に防止するため、フリーダイヤルによる電話相談及びメール相談事業に対して補助する。 ○補助率 定額</p> |

| 事業名 | 予算額 | 内容 |
|--------------|--|--|
| | | 新 8 SNS等を活用した相談対応事業 44,420千円 若者の自殺が増加している状況を踏まえ、LINEやインターネット等を活用した相談対応事業を実施する。 |
| ③ 被災者の心のケア事業 | 563,868 (国庫 563,859) (諸収 9) | 1 被災者の心のケア事業 462,240千円 心のケアの拠点として心のケアセンターを県内6カ所(出張所を含む)に設置し、被災者の精神的負担の軽減を図る。 2 県外避難者の心のケア事業 101,628千円 県外で心のケア業務を実施できる団体に委託し、県外の避難者の心のケアを実施する。 また、全国規模の専門職員を有する団体に委託し、避難元市町村がフォローすることが難しい県民を対象として、戸別訪問による心のケアを実施する。 |
| 合計 | 718,640 (財収 10) (国庫 644,215) (繰入 60,533) (諸収 24) | |

2 障がいのある方が自立した生活を送るための支援

(1) 文化・スポーツ活動の振興

(単位：千円)

| 事業名 | 予算額 | 内容 |
|-----------------------------------|----------------------|--|
| ① 障がい者の社会参加促進事業 | 20,169 (国庫 9,833) | 1 障がい者芸術文化活動推進事業 15,782千円 障がい者芸術作品展等の開催により、芸術作品の創作を通じた障がい者の社会参加の促進と障がい者への理解促進を図る。 また、障がい者の芸術作品の情報収集、情報発信、事業所等への相談支援等を行う「障がい者芸術文化活動支援センター」を設置し、障がい者の芸術文化活動を推進する。 2 障がい者理解促進活動事業 3,853千円 障がいや障がい者に対する理解を深めるため、手話動画の作成及びサポーターの養成、民間団体の取組の支援等を行う。 3 普及啓発事業 534千円 イベント等で配付する啓発資材の作成等。 |
| 【再掲】 ② みんなでつくる心の包括ケアシステム構築推進事業 | 7,707 (国庫 3,850) | 「1 障がいのある方の地域生活への移行支援」 (3)②の「4 精神障がい者の家族支援事業」 |
| 合計 | 20,169 (国庫 9,833) | ※再掲分は含めず |

(2) 社会参加活動の充実

(単位：千円)

| 事業名 | 予算額 | 内容 |
|--------------------|----------------------|--|
| ① 障がい者計画推進事業 | 589 | 1 福島県障がい者施策推進協議会開催経費 589千円 県における障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項の調査・審議を行う。 委員：15名 開催回数：年3回 |
| ② 視覚障がい者生活支援センター事業 | 2,217 (国庫 1,108) | 視覚障がい者の自立と社会参加を推進するため、生活相談等に応じ、必要な指導等を行う視覚障がい者生活支援センターを設置する。 1 視覚障がい者相談員設置事業 1,968千円 視覚障がい者の自立と社会参加を促進するため、生活相談等に応じ、必要な指導等を行う相談員を設置する。 2 生活訓練等事業 222千円 日常生活上必要な訓練・指導等を行い、生活の質的向上を図るとともに、スポーツ・レクリエーション教室を開催し、社会参加を促進する。 3 点字即時情報ネットワーク 27千円 新聞等による最新情報をメール、点字及び音声により迅速に提供する。 |
| ③ 社会参加促進事業 | 17,459 (国庫 8,729) | 1 障がい者パソコン活用促進事業 222千円 障がい者の情報障壁の軽減を図る手段として有効なパソコン活用促進を図るため、障がい特性に応じたパソコン導入アドバイス及び指導を行う。 2 「障がい者110番」運営事業 2,342千円 障がい者の福祉、就労等の諸問題や権利擁護の相談に応じ、情報提供や助言などを行う。 3 相談員活動強化事業 210千円 身体障がい者相談員及び知的障がい者相談員のより一層の資質向上を図るため、研修会を実施する。 4 障がい者社会参加推進センター運営事業 13,073千円 障がい者社会参加施策の体系的、効率的な推進を図り、障がい者の自立と社会参加を推進するため、障がい者社会参加推進センターを設置、運営する。 5 身体障がい者補助犬育成・貸与事業 1,500千円 重度の身体障がい者に補助犬を貸与することにより、社会参加を促進する。 ○育成・貸与頭数：補助犬1頭 6 身体障がい者補助犬普及啓発事業 112千円 「動物愛護のつどい」において、補助犬の役割の説明や、デモンストレーションを実施し、来場者の理解促進及び普及啓発を実施する。 |

| 事業名 | 予算額 | 内 容 |
|----------------|----------------------------------|--|
| ④ 情報支援等事業 | 35,760 (国庫 17,874) (諸収 15) | <p>1 要約筆記者指導者養成研修事業 153千円 要約筆記者指導者養成研修への参加に要する交通費及び宿泊費を補助し、要約筆記者指導者養成の支援を行う。</p> <p>2 手話通訳員設置事業 6,338千円 ろうあ者の家庭生活、社会参加におけるコミュニケーションを円滑にするため、手話通訳員を県庁内に設置する。 ○設置人員：2名</p> <p>3 聴覚障がい者情報支援等事業 26,182千円 聴覚障がい者の地域生活を支援するため、聴覚障害者情報提供施設の運営により、手話通訳者等の養成・研修の実施やインターネットによる情報発信、字幕入りDVD等の貸出等を通じた社会参加の促進と情報提供の充実を図るとともに、聴覚障がい者が安心して相談できる体制を整備する。</p> <p>4 失語症者向け意思疎通支援事業 3,087千円 ア 失語症者向け意思疎通支援指導者養成研修への派遣 失語症者向け意思疎通支援者養成研修の指導者を養成するために、指導者養成研修に参加するための旅費を支給する。 ○派遣人数：2名 イ 失語症者向け意思疎通支援者養成研修の開催 失語症者の自立と社会参加を図るため、専門性の高い意思疎通支援者を養成するための研修を開催する。</p> |
| ⑤ 点字図書館の管理運営経費 | 43,500 (国庫 14,479) (諸収 45) | 点字図書館の指定管理者委託料 43,500千円 点字図書館の管理を指定管理者に行わせるため、指定管理者への委託料を計上する。 |
| 合 計 | 99,525 (国庫 42,190) (諸収 60) | |

(3) 障害者雇用の促進

(単位：千円)

| 事業名 | 予算額 | 内 容 |
|-----------------------------------|-----------------------|---|
| ① 障がい者就業・生活支援センター事業 | 37,716 (国庫 18,858) | <p>「障害者就業・生活支援センター」を設置して、障がい者が就労するために必要な生活上の相談及び健康上の相談等の生活支援事業を行い、障がい者の自立支援を図る。</p> <p>○委 託 先：障がい者に対する就労支援・生活支援を適切に実施できると認められる社会福祉法人等</p> <p>○実施箇所数：6箇所（県北・県中・県南・会津・相双・いわき）</p> |
| 【再掲】 ② みんなでつくる心の包括ケアシステム構築推進事業 | 7,707 (国庫 3,850) | 「1 障がいのある方の地域生活への移行支援」(3)②の「2 精神障がい者ピアサポーター活動支援事業」 |
| 合 計 | 37,716 (国庫 18,858) | ※再掲分は含めず |

(4) 福祉的就労の充実

(単位：千円)

| 事業名 | 予算額 | 内容 |
|------------|-------------------------------------|---|
| ① 授産振興対策事業 | 16,766 (国庫 12,894) (繰入 3,705) | <p>1 授産振興対策事業 5,152千円 障がい者就労施設等の経営安定化、販路拡大等を目的とする授産事業支援センターを運営する福島県授産事業振興会へ活動費を助成する。</p> <p>2 工賃向上計画進行管理事業 327千円 障がい者工賃向上計画の進行管理を行う。</p> <p>3 農福連携による障がい者の就農促進事業 6,296千円 農業分野での障がい者の就労を支援し、障がい者の職域拡大や収入拡大を図るとともに、農業の担い手不足解消につなげるため、農福連携コーディネーターを配置し、障がい者就労施設への支援を行う。</p> <p>4 農福連携体制強化事業 4,991千円 農業分野での障がい者の就労に対する農業サイドにおける認知度向上を図るため、体制強化コーディネーターを配置し、ワンストップ窓口の設置、農業者等への研修会を実施する。 また、農福連携の特色を生かした障がい者施設商品の付加価値向上を図る。</p> |

3 障がいのある方が活躍できる社会づくり

(単位：千円)

| 事業名 | 予算額 | 内容 |
|------------------------|----------------------------------|---|
| ① やさしいまちづくり推進事業 | 993 (諸収 993) | <p>人にやさしいまちづくり条例及び施行規則の周知を図り、人にやさしいまちづくりの理念を県内に広く普及させるため、やさしさマークの交付、施設情報のHP掲載を行う。</p> <p>1 やさしさマーク交付事業 142千円 条例の整備基準に適合する施設に対し、やさしさマークを交付する。</p> <p>2 うつくしま、ふくしまマップHP掲載事業 851千円 バリアフリー化された施設情報をHPに掲載する。</p> |
| ② おもいやり駐車場利用制度推進事業 | 1,638 (諸収 1,000) | <p>車椅子利用者用駐車施設（以下「駐車施設」）の適正利用を図るため、おもいやり駐車場利用制度を推進する。</p> <p>1 おもいやり駐車場利用制度推進事業 1,615千円 移動に配慮が必要な方に県が利用証を交付し、駐車施設の適正な利用を推進する。</p> <p>2 車いす利用者用駐車施設適正利用推進事業 23千円 民間事業者等が保有する駐車施設のおもいやり駐車場利用施設への登録を促進する。</p> |
| 【再掲】 ③ 社会参加促進事業 | 17,459 (国庫 8,729) | 「2 障がいのある方が自立した生活を送るための支援」 (2)③の「5 身体障がい者補助犬育成・貸与事業」 |
| 【再掲】 ④ 情報支援等事業 | 35,760 (国庫 17,874) (諸収 15) | 「2 障がいのある方が自立した生活を送るための支援」 (2)④の「3 聴覚障がい者情報支援等事業」 |
| 【再掲】 ⑤ 点字図書館の管理運営経費 | 43,500 (国庫 14,479) (諸収 45) | 「2 障がいのある方が自立した生活を送るための支援」 (2)⑤の「点字図書館の管理運営経費」 |

| 事業名 | 予算額 | 内 容 |
|-------------------------|----------------------|---|
| 【再掲】 ⑥ 障がい者の社会参加促進事業 | 20,169 (国庫 9,833) | 「2 障がいのある方が自立した生活を送るための支援」 (1)①の「1 障がい者芸術文化活動推進事業」 |
| 合 計 | 2,631 (諸収 1,993) | ※再掲分は含めず |

4 障がいのある方にとって安全・安心で差別のない社会づくり

(単位：千円)

| 事業名 | 予算額 | 内 容 |
|--------------------|-----------------------------|---|
| ① 障害者総合支援 施行事務費 | 5,954 (国庫 249) (諸収 9) | <p>1 障害者介護給付費等不服審査会経費 430千円 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第98条第1項に基づき、市町村が行う介護給付費の支給決定に対する不服審査請求の事件を審査する、福島県障害者介護給付費等不服審査会を設置運営する。</p> <p>2 障がい者虐待防止対策支援事業 434千円 国が実施する研修会に職員等を参加させ、虐待防止に関する指導者を養成するとともに、県主催の研修会を実施し、障がいのある方に対する虐待防止を図る。</p> <p>3 障害者差別解消推進事業 5,090千円 障害者差別解消法の円滑な運用を図るため、地域における障がい者差別の解消に向けた取組等について協議する協議会を開催する。 相談員の配置及び助言・あっせんを行う機関を設置し、障がい者への差別解消を推進する。</p> |

5 新型コロナウイルス感染症への対応

(単位：千円)

| 事業名 | 予算額 | 内 容 |
|-------------------------------|------------------------------------|---|
| ① 新型コロナウイルス緊急対策事業 (障がい者施設) | 118,772 (国庫 118,706) (諸収 66) | <p>1 新型コロナウイルス感染症対応心のケア支援事業 28,721千円 新型コロナウイルス感染症による生活への影響の長期化に伴い、心身の変調が生じる県民が今後さらに増えていくことが予想されるため、十分な精神保健上の支援を実施できるよう、心のケア支援員を配置する。</p> <p>2 障害福祉サービス等提供体制の継続支援事業 90,051千円 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、感染者が発生した障害福祉サービス事業所等に対し、職員の確保や消毒などのかかり増し経費への支援や県における衛生・防護用品の備蓄、緊急時の応援派遣に係る体制等を構築する。</p> |
| 【再掲】 ② 自殺対策緊急強化事業 | 94,229 (国庫 80,356) (諸収 15) | 「1 障がいのある方の地域生活への移行支援」 (5)②の「7 新型コロナウイルス自殺対策事業」「8 SNS等を活用した相談対応事業」 |
| 合 計 | 118,772 (国庫 118,706) (諸収 66) | ※再掲分は含めず |

(3) 事業費

生活福祉総室

(単位千円)

| 目・事項・事業名 | 歳出予算額 | 左の財源内訳 | | | (2)事業計画との対応表 |
|-------------------------------|-------------------|----------------|------------------|-------------------|--------------|
| | | 国庫支出金 | その他 | 一般財源 | |
| 社会福祉総務費 | 3,143,310 | 950,497 | 1,447,640 | 745,173 | — |
| 社会福祉推進費(061-030) | 1,634,018 | 947,551 | 307,514 | 378,953 | — |
| 社会福祉施設職員退職手当共済事業給付費補助金 | 286,149 | | | 286,149 | p48 社1① |
| 社会福祉大会開催事業 | 787 | | | 787 | p48 社1② |
| 社会福祉法人指導事務費(経常行政経費) | 136 | | | 136 | p57 福1① |
| 社会福祉法人監督事務費 | 1,697 | 189 | | 1,508 | p57 福1② |
| 福祉活動指導員及び事務職員設置費 | 34,728 | | 22,728 | 12,000 | p51 社2① |
| 地域福祉推進事務費(運営経費) | 2,084 | | 46 | 2,038 | p48 社1③ |
| 福祉サービス苦情解決事業 | 9,217 | 4,608 | 4,609 | | p58 福3① |
| 日常生活自立支援事業 | 65,032 | 32,516 | 32,516 | | p48 社1⑥ |
| 生活福祉資金貸付等補助事業 | 66,919 | 28,971 | 14,977 | 22,971 | p48 社1④ |
| 行旅死亡人取扱負担金 | 1,306 | | | 1,306 | p54 社4⑦ |
| 介護福祉士修学資金貸付事業 | 19,780 | | 19,780 | | p53 社3⑩ |
| 指定障害福祉サービス事業者等の指導等事業 | 290 | | | 290 | p57 福2① |
| 福祉サービス第三者評価事業 | 543 | | 227 | 316 | p58 福3② |
| 福祉ボランティア活動強化支援事業 | 7,886 | 3,943 | 3,943 | | p48 社1⑤ |
| 地域生活定着支援事業 | 22,951 | 18,500 | | 4,451 | p49 社1⑦ |
| 避難者見守り活動支援事業 | 736,910 | 736,910 | | | p56 社6① |
| 広域災害福祉支援ネットワーク構築支援事業 | 3,643 | 1,500 | | 2,143 | p50 社1⑨ |
| 生活困窮者自立支援事業 | 140,867 | 103,423 | | 37,444 | p49 社1⑧ |
| (一部新)福祉・介護人材プロジェクト(イメージアップ事業) | 41,057 | | 41,057 | | p51 社3① |
| 福祉・介護人材プロジェクト(マッチング事業) | 44,357 | | 44,357 | | p51 社3② |
| (一部新)福祉・介護人材プロジェクト(人材確保事業) | 63,638 | 2,350 | 58,971 | 2,317 | p51 社3③ |
| 福祉・介護人材プロジェクト(人材育成事業) | 46,132 | | 46,132 | | p52 社3④ |
| (一部新)福祉・介護人材プロジェクト(人材定着事業) | 18,386 | | 18,171 | 215 | p52 社3⑤ |
| 新型コロナウイルス緊急対策事業(保護施設等) * | 10,860 | 8,144 | | 2,716 | p56 社7① |
| (新)地域共生社会構築支援事業 | 8,663 | 6,497 | | 2,166 | p50 社1⑩ |
| 民生委員活動費(061-040) | 111,758 | 326 | | 111,432 | — |
| 民生委員諸活動経費 | 90,237 | | | 90,237 | p51 社2② |
| 民生委員推薦会負担金 | 574 | | | 574 | p51 社2③ |
| 民生委員協議会負担金 | 19,707 | | | 19,707 | p51 社2④ |
| 民生委員活動事務費(経常行政経費) | 586 | | | 586 | p51 社2⑤ |
| 民生・児童委員研修事業 | 654 | 326 | | 328 | p51 社2⑥ |
| 職員研修費(061-080) | 18,494 | | | 18,494 | — |
| 社会福祉関係職員研修事業 | 18,300 | | | 18,300 | p58 福3③ |
| 社会福祉関係職員研修受講旅費負担金(運営経費) | 194 | | | 194 | p58 福3④ |
| 福祉人材センター運営事業費(061-050) | 13,845 | 2,620 | | 11,225 | — |
| 福祉人材センター運営事業費 | 13,845 | 2,620 | | 11,225 | p52 社3⑥ |
| 社会福祉推進費(061-032) | 1,365,195 | | 1,140,126 | 225,069 | — |
| 県立障がい者福祉施設管理運営委託事業 | 253,106 | | 28,045 | 225,061 | p70 障1(1)⑥ |
| 県立障がい者福祉施設整備事業 | 1,112,089 | | 1,112,081 | 8 | p70 障1(1)⑦ |
| 障がい福祉総務費 | 11,379,348 | 390,831 | 267,037 | 10,721,480 | — |
| 心身障害者扶養共済制度費(062-010) | 412,369 | 73,597 | 260,259 | 78,513 | — |
| 心身障害者扶養共済事業 | 412,369 | 73,597 | 260,259 | 78,513 | p69 障1(1)① |
| 重度心身障がい者対策費(062-020) | 1,846,198 | | | 1,846,198 | — |
| 重度障がい者支援事業 | 1,846,198 | | | 1,846,198 | p74 障1(4)① |
| 特別障害者手当等費(062-030) | 125,644 | 93,113 | | 32,531 | — |
| 特別障害者手当等給付費 | 125,644 | 93,113 | | 32,531 | p69 障1(1)② |
| 施策推進費(062-070) | 5,880 | | 1,997 | 3,883 | — |

| 目・事項・事業名 | 歳出予算額 | 左の財源内訳 | | | (2)事業計画との対応表 |
|------------------------------|------------------|----------------|----------------|------------------|--------------|
| | | 国庫支出金 | その他 | 一般財源 | |
| 障がい者計画推進事業 | 589 | | | 589 | p82 障2(2)① |
| 障がい福祉総務費経常経費(経常行政経費) | 2,660 | | 4 | 2,656 | p71 障1(1)⑩ |
| やさしいまちづくり推進事業 | 993 | | 993 | | p84 障3① |
| おもいやり駐車場利用制度推進事業 | 1,638 | | 1,000 | 638 | p84 障3② |
| 県地域生活支援事業費(062-120) | 130,423 | 67,236 | 4,706 | 58,481 | — |
| 高次脳機能障がい支援体制整備事業 | 5,656 | 2,828 | | 2,828 | p71 障1(2)① |
| 障がい者総合支援人材育成事業 | 8,527 | 3,770 | 980 | 3,777 | p71 障1(2)② |
| 視覚障がい者生活支援センター事業 | 2,217 | 1,108 | | 1,109 | p82 障2(2)② |
| 社会参加促進事業 | 17,459 | 8,729 | | 8,730 | p82 障2(2)③ |
| 障がい者就業・生活支援センター事業 | 37,716 | 18,858 | | 18,858 | p83 障2(3)① |
| 情報支援等事業 | 35,760 | 17,874 | 15 | 17,871 | p83 障2(2)④ |
| 生活訓練事業 | 4,377 | 1,004 | 6 | 3,367 | p73 障1(3)① |
| 広域的支援事業 | 1,945 | 171 | | 1,774 | p72 障1(2)③ |
| 授産振興対策事業 | 16,766 | 12,894 | 3,705 | 167 | p84 障2(4)① |
| 市町村地域生活支援事業費(062-121) | 262,280 | | | 262,280 | — |
| 市町村地域生活支援事業補助事業 | 262,280 | | | 262,280 | p72 障1(2)⑤ |
| 障がい者総合支援関連費(062-140) | 8,596,554 | 156,885 | 75 | 8,439,594 | — |
| 障がい福祉サービス等給付事業 | 8,424,427 | 865 | | 8,423,562 | p69 障1(1)③ |
| 障害者総合支援施行事務費 | 5,954 | 249 | 9 | 5,696 | p85 障4① |
| 被災地における障害福祉サービス基盤整備事業 | 27,232 | 27,232 | | | p72 障1(2)④ |
| 障がい者の社会参加促進事業 | 20,169 | 9,833 | | 10,336 | p81 障2(1)① |
| 新型コロナウイルス緊急対策事業(障がい者施設) * | 118,772 | 118,706 | 66 | | p85 障5① |
| 身体障がい者福祉費 | 538 | | | 538 | — |
| 施行事務費(063-020) | 538 | | | 538 | — |
| 身体障がい者福祉費経常経費(経常行政経費) | 488 | | | 488 | p73 障1(2)⑧ |
| 在宅重度身体障がい者訪問診査事業費 | 50 | | | 50 | p70 障1(1)④ |
| 知的障がい者福祉費 | 298 | | | 298 | — |
| 施行事務費(064-020) | 298 | | | 298 | — |
| 知的障がい者福祉費経常経費(経常行政経費) | 298 | | | 298 | p73 障1(2)⑨ |
| 精神障がい者福祉費 | 82,056 | 76,585 | 30 | 5,441 | — |
| 精神保健福祉費(071-010) | 82,056 | 76,585 | 30 | 5,441 | — |
| 精神障がい者福祉費経常経費(経常行政経費) | 1,584 | | | 1,584 | p76 障1(4)⑦ |
| みんなでつくる心の包括ケアシステム構築推進事業 | 7,707 | 3,850 | | 3,857 | p73 障1(3)② |
| 精神障がい者アウトリーチ推進事業 | 65,000 | 64,981 | 19 | | p74 障1(3)③ |
| 精神科病院入院患者地域移行マッチング事業 | 7,765 | 7,754 | 11 | | p75 障1(4)③ |
| 高齢福祉総務費 | 1,266,842 | 450,135 | 523,426 | 293,281 | — |
| 施設保護対策費(065-010) | 248,829 | | | 248,829 | — |
| 軽費老人ホーム事務費補助金 | 248,829 | | | 248,829 | p61 高3① |
| 高齢者福祉対策事業費(065-020) | 968,941 | 445,171 | 520,228 | 3,542 | — |
| 老人福祉法施行事務経費(経常行政経費) | 1,368 | | | 1,368 | p61 高3② |
| 老人福祉法施行事務費 | 10 | | | 10 | p61 高3③ |
| 福島県高齢者福祉計画等推進事業 | 2,256 | 2,253 | 3 | | p61 高3④ |
| 特養ユニットケア推進事業 | 226 | | 226 | | p61 高3⑤ |
| 介護職員等たん吸引等研修事業 | 6,066 | | 6,066 | | p61 高3⑥ |
| 被災地介護サービス提供体制再構築支援事業 | 284,361 | 282,194 | 3 | 2,164 | p67 高6① |
| (一部新)ICT等を活用した介護現場生産性向上支援事業 | 198,187 | | 198,187 | | p62 高3⑦ |
| 高齢者見守り等ネットワークづくり支援事業 | 148,730 | 148,724 | 6 | | p67 高6② |
| 新型コロナウイルス対策事業 * | 327,737 | 12,000 | 315,737 | | p68 高7① |
| 在宅福祉費(065-030) | 49,072 | 4,964 | 3,198 | 40,910 | — |
| ホームヘルプパワーアップ作戦 | 1,047 | | 1,047 | | p52 社3⑦ |
| 介護実習・普及事業 | 33,319 | | | 33,319 | p53 社3⑨ |
| 高齢者総合相談センター運営事業 | 5,284 | | 2,151 | 3,133 | p66 高5① |

| 目・事項・事業名 | 歳出予算額 | 左の財源内訳 | | | (2)事業計画との対応表 |
|-------------------------|-------------------|------------------|------------------|-------------------|--------------|
| | | 国庫支出金 | その他 | 一般財源 | |
| 高齢者等のいのちと権利を守る総合支援事業 | 9,422 | 4,964 | | 4,458 | p66 高5② |
| 遺家族等援護費 | 27,004 | 19,879 | 47 | 7,078 | — |
| 援護業務諸費(066-010) | 4,617 | | | 4,617 | — |
| 援護業務団体に対する助成費 | 1,474 | | | 1,474 | p54 社5③ |
| 小田山忠霊堂維持管理等経費(施設管理経費) | 736 | | | 736 | p54 社5① |
| 援護業務施行事務経費 | 2,407 | | | 2,407 | p54 社5② |
| 旧軍関係調査等事務費(066-020) | 2,754 | 287 | 6 | 2,461 | — |
| 旧軍関係調査等事務経費 | 2,754 | 287 | 6 | 2,461 | p55 社5④ |
| 遺族及び留守家族等援護事務費(066-030) | 19,633 | 19,592 | 41 | | — |
| 遺家族等援護事務経費 | 18,799 | 18,758 | 41 | | p55 社5⑤ |
| 引揚者に対する援護事業 | 834 | 834 | | | p55 社5⑥ |
| 介護保険費 | 29,322,069 | 29,788 | 25,078 | 29,267,203 | — |
| 介護保険給付費(070-010) | 29,266,920 | 15,077 | 226 | 29,251,617 | — |
| 介護給付費負担金 | 27,055,753 | | | 27,055,753 | p64 高4① |
| 福島県介護保険財政安定化基金積立金 | 226 | | 226 | | p64 高4② |
| 低所得者利用者負担対策 | 22,618 | 15,077 | | 7,541 | p64 高4③ |
| 地域支援事業交付金 | 1,523,716 | | | 1,523,716 | p65 高4④ |
| 低所得者保険料軽減強化事業 | 664,607 | | | 664,607 | p65 高4⑤ |
| 介護保険事業推進費(070-020) | 25,873 | 675 | 22,119 | 3,079 | — |
| (一部新)介護支援専門員養成事業 | 22,116 | | 22,116 | | p62 高3⑧ |
| 認定調査員等研修事業 | 1,351 | 675 | | 676 | p65 高4⑥ |
| 福島県介護保険審査会運営経費 | 2,406 | | 3 | 2,403 | p65 高4⑦ |
| 介護保険事業指導費(070-030) | 27,574 | 14,036 | 2,733 | 10,805 | — |
| 介護保険者指導事業 | 10,941 | 10,147 | 15 | 779 | p65 高4⑧ |
| 介護サービス提供事業者の指定等事業 | 12,738 | 3,367 | 61 | 9,310 | p66 高4⑨ |
| 介護保険担当者連絡会議 | 194 | | | 194 | p66 高4⑩ |
| 介護サービススクオリティアップ事業 | 1,045 | 522 | 1 | 522 | p66 高4⑪ |
| 介護保険苦情・相談業務支援事業 | 2,656 | | 2,656 | | p66 高4⑫ |
| 介護保険事業指導費(070-031) | 1,702 | | | 1,702 | — |
| 介護保険施設等の指導等事業 | 1,702 | | | 1,702 | p57 福2② |
| 社会福祉施設費 | 2,310,964 | 200,995 | 2,049,422 | 60,547 | — |
| 社会福祉施設整備費(068-032) | 2,046,730 | 25,825 | 1,978,146 | 42,759 | — |
| 社会福祉施設整備事業 | 395,737 | 25,825 | 351,100 | 18,812 | p63 高3⑨ |
| 施設整備資金利子補給事業 | 22,047 | | | 22,047 | p63 高3⑩ |
| (一部新)小規模介護施設等整備事業 | 1,589,446 | | 1,589,446 | | p63 高3⑪ |
| 社会福祉施設緊急整備特別対策事業 | 39,500 | | 37,600 | 1,900 | p67 高6③ |
| 社会福祉施設整備費(068-033) | 264,234 | 175,170 | 71,276 | 17,788 | — |
| 社会福祉施設整備事業 | 262,758 | 175,170 | 69,800 | 17,788 | p70 障1(1)⑤ |
| 社会福祉施設整備利子補給事業 | 1,476 | | 1,476 | | p71 障1(1)⑧ |
| 障がい者福祉施設費 | 62,536 | 14,479 | 58 | 47,999 | — |
| 身体障がい者更生相談費(081-010) | 9,825 | | 13 | 9,812 | — |
| 身体障がい者更生相談所事業 | 9,825 | | 13 | 9,812 | p72 障1(2)⑦ |
| 点字図書館費(081-020) | 43,500 | 14,479 | 45 | 28,976 | — |
| 点字図書館の管理運営経費 | 43,500 | 14,479 | 45 | 28,976 | p83 障2(2)⑤ |
| 障がい者福祉施設費経常経費(081-050) | 9,211 | | | 9,211 | — |
| 障がい者福祉施設費経常経費(運営経費) | 8,179 | | | 8,179 | p72 障1(2)⑥ |
| 障がい者福祉施設費経常経費(施設管理経費) | 1,032 | | | 1,032 | p71 障1(1)⑨ |
| 扶助費 | 3,299,675 | 2,387,265 | 1 | 912,409 | — |
| 扶助費(076-010) | 3,299,675 | 2,387,265 | 1 | 912,409 | — |
| 住所不定者措置費負担金 | 116,653 | | | 116,653 | p53 社4① |
| 生活保護扶助費 | 3,182,896 | 2,387,171 | 1 | 795,724 | p53 社4② |
| 中国残留邦人生活支援給付事業 | 126 | 94 | | 32 | p56 社5⑦ |

生活福祉総室

(単位千円)

| 目・事項・事業名 | 歳出予算額 | 左の財源内訳 | | | (2)事業計画との対応表 |
|-------------------------------|-------------------|------------------|------------------|-------------------|--------------|
| | | 国庫支出金 | その他 | 一般財源 | |
| 生活保護総務費 | 89,428 | 49,841 | 143 | 39,444 | — |
| 施行事務費(077-020) | 89,428 | 49,841 | 143 | 39,444 | — |
| 生活保護適正実施推進事業 | 81,115 | 49,435 | 143 | 31,537 | p53 社4③ |
| 生活保護施行事務経費(経常経費) | 1,420 | | | 1,420 | p54 社4④ |
| 生活保護指導職員業務経費 | 406 | 406 | | | p54 社4⑤ |
| 生活保護医療・介護関係事務委託事業 | 6,487 | | | 6,487 | p54 社4⑥ |
| 予防費 | 2,715,737 | 1,324,510 | 13,346 | 1,377,881 | — |
| 特定疾患対策事業費(093-081) | 2,650,926 | 1,296,148 | 86 | 1,354,692 | — |
| 特定疾患治療研究事業 | 2,562,073 | 1,254,407 | 6 | 1,307,660 | p77 障1(4)⑩ |
| 難病在宅療養者支援体制整備事業 | 5,957 | 2,852 | 6 | 3,099 | p78 障1(4)⑪ |
| 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業 | 12,051 | 5,944 | | 6,107 | p79 障1(4)⑫ |
| 遷延性意識障害治療研究事業 | 33,767 | | | 33,767 | p79 障1(4)⑬ |
| 難病相談・支援センター事業 | 8,117 | 4,058 | | 4,059 | p79 障1(4)⑭ |
| 指定難病患者相談・支援事業 | 28,961 | 28,887 | 74 | | p79 障1(4)⑮ |
| 高齢者保健対策費(093-090) | 64,811 | 28,362 | 13,260 | 23,189 | — |
| (一部新)地域リハビリテーション支援体制整備推進事業 | 5,377 | 5,377 | | | p61 高2① |
| 福島県認知症施策推進事業 | 16,092 | 5,993 | 6,157 | 3,942 | p60 高1① |
| 認知症疾患医療センター運営事業 | 33,984 | 16,992 | | 16,992 | p60 高1② |
| 認知症介護実践者等養成事業 | 8,554 | | 6,299 | 2,255 | p60 高1③ |
| (新)福島県認知症サポーターパワーアップ事業 | 804 | | 804 | | p60 高1④ |
| 精神保健費 | 3,933,485 | 2,222,422 | 69,573 | 1,641,490 | — |
| 精神保健医療費(094-030) | 3,917,924 | 2,221,755 | 68,058 | 1,628,111 | — |
| 精神科救急医療システム整備事業 | 92,532 | 42,331 | 7,484 | 42,717 | p75 障1(4)⑤ |
| 精神保健医療費 | 3,100,440 | 1,532,057 | | 1,568,383 | p75 障1(4)⑥ |
| 自殺対策緊急強化基金造成事業 | 60,543 | | 60,543 | | p80 障1(5)① |
| (一部新)自殺対策緊急強化事業 * | 94,229 | 80,356 | 15 | 13,858 | p80 障1(5)② |
| 被災者の心のケア事業 | 563,868 | 563,859 | 9 | | p81 障1(5)③ |
| 災害時精神医療体制整備事業 | 1,273 | 635 | | 638 | p74 障1(4)② |
| アルコール健康対策推進事業 | 5,039 | 2,517 | 7 | 2,515 | p75 障1(4)④ |
| 精神保健訪問指導費(094-060) | 4,230 | | | 4,230 | — |
| 精神保健費経常経費(経常行政経費) | 4,230 | | | 4,230 | p76 障1(4)⑧ |
| 精神保健福祉センター費(094-050) | 11,331 | 667 | 1,515 | 9,149 | — |
| 精神保健費経常経費(運営経費) | 11,331 | 667 | 1,515 | 9,149 | p76 障1(4)⑨ |
| 医務費 | 168,394 | | 168,378 | 16 | — |
| 高齢者保健施設費(102-070) | 63 | | 47 | 16 | — |
| 老人保健施設対策施行事務経費(経常行政経費) | 63 | | 47 | 16 | p64 高3⑫ |
| 地域医療介護総合確保対策費(102-091) | 168,331 | | 168,331 | | — |
| 地域医療介護総合確保事業(介護人材の確保) | 168,331 | | 168,331 | | p53 社3⑧ |
| 合計(生活福祉総室分) | 57,801,684 | 8,117,227 | 4,564,179 | 45,120,278 | — |

※「*」は、新型コロナウイルス感染症対策関連の事業。